参考資料

金融庁平成26年

目次

第	1	部	デ	フレ	脱去	りに	向い	ナた	取	組み	4																		
			フレ 融・																										
第	I.	中	足 記 小企第 日本プ	· 美金属	独の現	見状	とこ	れ	まで																				
第		- -	金融シス				-		•	の取	組	み																	
		1.	(2)	システ 主要 新興 我が	国経 国経	済の 済の	現状 現状	につ	ついて	· ·	•	•	•	•	• •	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	• •	• 3	2
		2.	国際	的なま	金融規	見制に	没革	への	対応	<u>,</u> • •	•	•	•	•	• •	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	• (• (• 3	3

目 次

第3部 金融庁の様々な取組み

II.	26年金商法等改正法について
	1.26年金融商品取引法等の一部を改正する法律の概要・・・・・・・・ 5
	2. 投資型クラウドファンディングの利用促進・・・・・・・・・・・・5
	3. 新たな非上場株式の取引制度・・・・・・・・・・・・・・5
	4. ファンド販売業者に対する規制の見直し・・・・・・・・・・5
	5. 金融指標に係る規制の導入・・・・・・・・・・・・・・5
III.	26年保険業法等改正法について
	1.26年保険業法等の一部を改正する法律の概要・・・・・・・・・5
	2. 保険募集の基本的ルールの創設・・・・・・・・・・・59
	3. 保険募集人に対する規制の整備・・・・・・・・・・・・・6
	4. 保険会社の海外展開に係る規制緩和・・・・・・・・・・・・6
	5. 保険仲介人に係る規制緩和・・・・・・・・・・・・・・6
IV.	官民ラウンドテーブルにおける議論・・・・・・・・・・・・6
V	全融モータリングレポートについて

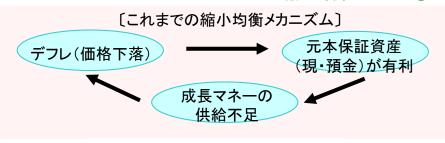
第1部 デフレ脱却に向けた取組み

1. デフレ脱却に向けた金融の役割

デフレ脱却に向けた金融の役割(直接金融)①

「デフレ下での縮小均衡メカニズム」から、「物価安定下での拡大均衡メカニズム」への転換

転換



[拡大均衡メカニズム]

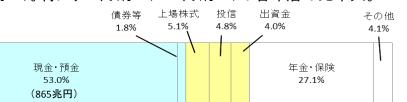
デフレ脱却 (2%のインフレ目標) 資産の目減りを回避する ためのリターンが必要



(リスクを制御し安定的リターンを享受)

①家計金融資産の有効活用

- 我が国の家計金融資産は、約1,600兆円に上るが、預金等に偏在。リスク性資産(成長マネー)はごく一部にとどまる。
- ・ また、近年、将来への備えができていない「金融資産ゼロ世帯」が大きく増加(約31%)。特に、20代(約35%)・30代(約30%)の若年層の比率大。



②公的・準公的資金の有効活用

- ・ 我が国には年金・共済等の**公的・準公的資金**が存在。
- ・ 他方、その運用は、安全資産に偏り、世界的にも収益は低水準。

我が国の主な年金基金等の資産運用状況(2013年度末)

	年金積立金 管理運用 独立行政法人 (GPIF)	国家公務員 共済組合 連合会 (KKR)	地方公務員 共済組合 連合会	日本私立学校 振興·共済事業団 (私学共済)
資産規模	126.5兆円	7.8兆円	18.9兆円	3.8兆円
資産のうち 国内株式	16.4%	8.0%	16.1%	10.0%
過去の 平均収益率	3.4% (04~13年度)	2.5% (04~13年度)	3.5% (04~13年度)	3.0% (04~13年度)



- 成長分野への資金供給が不十分。
- 株式市場には、国内の買い手が 不在。外国人投資家の動向に左右。
- ・ 今後、デフレ脱却に向けた取組みと歩調を合わせ、従来の運用の見直しを 行っていく必要。



デフレ脱却に向けた金融の役割(直接金融)②

①家計金融資産の有効活用

家計に国内外の資産への中長期・分散投資による資産形成の機会 を提供し、成長資金の供給と安定的な資産形成の両立を図る。

- ➤ NISA(少額投資非課税制度)の拡充
- ▶ 投信商品の改善促進(真に顧客の資産形成を助ける商品の開発・販売)

NISAの利用状況(平成26年6月末時点)

O NISA口座開設数

727万3,667口座

年代別口座数を見ると、60歳以上の割合は58.3%



○ NISA口座における買付額 1兆5.631億2.226万円

平成27年度税制改正要望(NISAの拡充関係)

- ジュニアNISAの創設(年間投資上限額80万円)
- 現行NISAの年間投資上限額の引上げ(100万円→120万円)

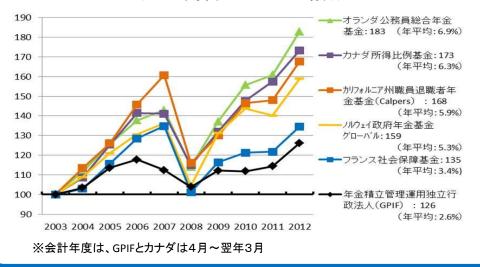
NISAを利用する取引の勧誘に係る留意事項

- 金融リテラシーの向上に繋がる説明
- NISAの趣旨・制度設計を踏まえた金融商品の提供

②公的・準公的資金の有効活用

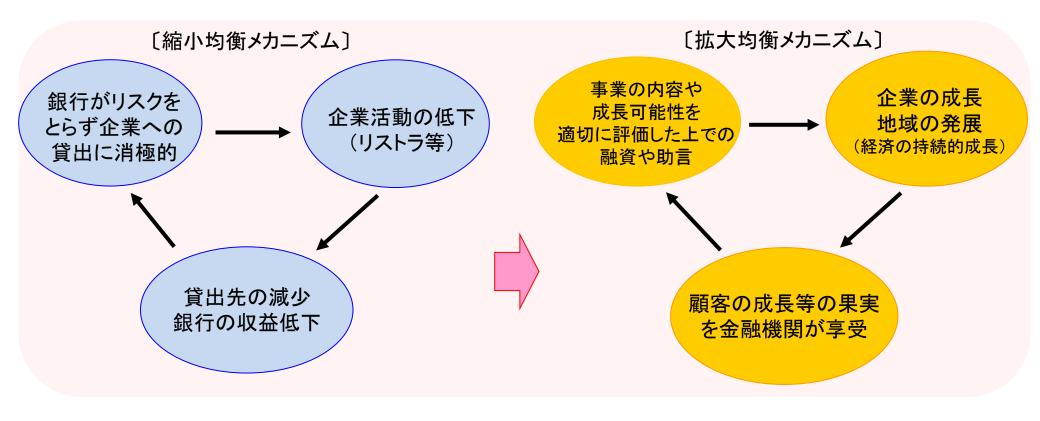
我が国の巨額の金融資産からの成長分野への資金供給と安定的 な資産形成の両立を図るとともに、アジアNo.1市場の構築に向け、 年金・共済等の公的・準公的資金のより高度な運用・リスク管理体 制の構築に向けて、各資金の規模や性格に見合った改善策を検討 する。

各国の年金基金等の運用パフォーマンスの比較 (2003年度末=100とした場合)



- ✓ 国民の保有する資産のリターンをリスク分散を図りつつ高める
- ✓ 外国人ばかりでなく、日本人も投資する厚みのある市場
- ✓ 日本の金融資産運用市場の発展

デフレ脱却に向けた金融の役割(間接金融)



(参考)「『日本再興戦略』改訂2014」(平成26年6月24日閣議決定)

○地域金融機関等による事業性を評価する融資の促進等

企業の経営改善や事業再生を促進する観点から、金融機関が保証や担保等に必要以上に依存することなく、 企業の財務面だけでなく、企業の持続可能性を含む事業性を重視した融資や、関係者の連携による融資先の経 営改善・生産性向上・体質強化支援等の取組が十分なされるよう、また、保証や担保を付した融資についても融 資先の経営改善支援等に努めるよう、監督指針や金融モニタリング基本方針等の適切な運用を図る。

第1部 デフレ脱却に向けた取組み

Ⅱ.金融・資本市場活性化有識者会合

「金融・資本市場活性化有識者会合」について:「金融・資本市場活性化に向けての提言」(平成25年12月13日公表) 概要

日本経済において、アベノミクスにより、デフレ下の縮小均衡から、次のステージの持続的な成長をもたらす「望ましい均衡」への跳躍・回帰が進む中、「金融・資本市場の成長戦略」の実行が喫緊の課題 — 人口減少、高齢化など構造的な課題に対応する意味からも、日本の有する資産の有効活用、海外との一体的成長、個人・企業の生産性向上を進める必要 ―― 特にアベノミクスによるインフレ期待の醸成、2020年の東京オリンピック・パラリンピック招致決定等により、内外の日本経済に対する期待と注目が集まる現在は好機 その際、金融・資本市場の活性化策については、ものづくりをはじめとした実体経済と金融部門が「車の両輪」として相互に付加価値を生む好循環を実現することが重要 [デフレ下での縮小均衡メカニズム] デフレ脱却 資産の目減りを回避する 元本保証資産 わが国を取り巻く デフレ (2%の物価安定の目標) ためのリターンが必要 (現預金) が有利 (価格下落) 経済社会構造の変化 (注) (時間とともに拡大) ① 豊富な家計資金や公的資金等が成長マネーに向かう循環の確立 (いわゆる「眠っている」とされる資金の活用) 成長マネーの 産業構造 供給不足 の変革 成長分野への投資 ③ 企業の競争力の (注) こうした現預金などの保有や公的年金の運用については、「眠っている」状態 強化、起業の促進 であるとの指摘がある。これについては、従来のデフレ下においては一定の経済 エネルギー ഗ 合理性を有しており、国債等のファイナンスに向けられていたと考えられる。 ② アジアの潜在力の発揮、地域としての市場 需要の拡大 機能の向上、我が国との一体的な成長 インフラ アジア経済 整備需要 の拡大 4 人材育成・ビジネス環境の整備等 2014年から直ちに着手すべき施策 次のステップ (1) 豊富な家計資金と公的年金等が成長マネーに向かう循環の確立 【2020年の姿】国際金融センターとしての地位を確立 ・国民のライフサイクルに応じた資産形成の支援 更なる個人の投資促進策 【豊富な家計資金と公的年金等が成長マネーに向う循環の確立】 ・GPIF(年金積立金管理運用独立行政法人)等の改革 更なるGPIF等の改革の取組み (海外年金ファンドとの共同投資等) ▶ 個々人がライフサイクルに応じてリスク資産をも適切に組み込んだ資産形成を行う社会 インフラファイナンス市場の整備 インフラファイナンス市場の 内外のスキルの高い機関投資家が東京市場に集まり、高度な運用を競い合う市場 (東証による上場インフラファンド市場の創設等) 対象事業拡大 GPIFなど公的・準公的資金の高度運用、スチュワードシップコードや適切な企業統治 ② アジアの潜在力の発揮、地域全体としての市場機能の向上、我が国との一体的な成長 ▶ 東京市場がアジアナンバーワン市場としての地位の確立 ・アジア各国の発展状況に応じた金融インフラ整備支援 クロスボーダー債券発行・取 - 総合取引所に内外の多様な商品が上場され、アジアをはじめ多様な投資家や企業が参加する活発な市場の形成 引円滑化のための市場整備 ・アジアでの資金調達等の円滑化 - インフラファイナンス市場が高度に発達 (ASEAN諸国との債券発行 (グループ内企業の貸付規制緩和、JICA(国際協力機構)による現 手続の共通化等) 地通貨建ての海外投融資等) 【アジアとともに成長する我が国金融・資本市場】 東京市場での起債等促進 (DBJ(日本政策投資銀行)による東京プロボンド市場への投資枠設 ➤ アジア各国における本邦企業の円滑な現地通貨建て資金調達・貸出等の実現 定、JBIC(国際協力銀行)によるサムライ債保証・取得の適用対象 ➤ アジア地域におけるクロスボーダーでの資金・証券の取引・決済の市場やシステムの確立 拡大等) 等 ➤ 東京市場が国際金融センターとしてアジアへの資金供給、海外から日本への投資において高い仲介機能を発 ③ 企業の競争力の強化、起業の促進 揮 ・リスクマネー供給のための各種施策 ・起業等を支援する取組みの (クラウドファンディングの本格整備、新規上場時の負担軽減等) 強化 【グローバルで我が国の強みを生かした成長性ある企業群の発展】 ・企業の新陳代謝・ガバナンス強化に向けた取組 ・産業・企業の新陳代謝の促 ➤ 新産業・新規企業が活発に勃興し成長する活力ある企業社会の実現 (成長性に着目したマーケット指標の導入、スチュワードシップコード

事業性重視融資の定着

材の育成

グローバルなマネジメント人

等

等

の導入等)

事業性重視融資の促進

④ 人材支援、ビジネス環境の整備等

・ 金融関連法令・ガイドライン等の英語化の徹底

【質・量共に十分な国際的人材の育成・確保】

- 金融機関の融資における事業の成長可能性の重視

- 高い開業率(10%)・新規公開数、技術・アイデアの事業化を支援する高度人材ネットワークの実現

高い成長力を有する部門への経営資源の集中、投資へのリターンを意識した経営、適切な企業統治

我が国企業の強みを生かしつつ投資対象として魅力的で真にグローバルな企業が数多く繁栄

金融・資本市場活性化に向けて取り組むべき事項(25年12月提言、26年6月提言)

家計資金や公的年金等が 成長マネーに向かう循環の確立

- 個々人がライフサイクルに応じてリスク 資産をも適切に組み込んだ資産形成を行う 社会
- 東京市場がアジアNO1市場としての地位 を確立

アジアとともに成長する我が国金融・資本市場

- アジア各国における本邦企業の円滑な現地通貨建て資金調達・ 貸出・資金管理等の実現
- アジア地域におけるクロスボーダーでの資金・証券の取引・決済 の市場やシステムの確立
- 東京市場が国際金融センターとして、アジア企業への資金供給の場、多通貨取引のハブ、内外のインフラファイナンスの場として等、高い金融仲介機能を発揮

グローバルで成長性ある企業群

- 新産業・新規企業が活発に勃興し成長する活力 ある企業社会の実現
- ― 投資対象として魅力的で真にグローバルな企業が成長・繁栄
- ・ 高い成長力を有する部門への経営資源集中
- ・ 投資のリターンを意識した経営
- 適切な企業統治

質・量ともに十分な国際的人材の育成・確保

一 高度人材の育成・確保や、我が国金融・ 資本市場を取り巻く各般のビジネス環境・生 活環境の充実等、「社会的土台」を含む改革 の実現

更なる施策等の検討・実行

- 私的年金については、年金 制度全体の在り方の検討に即 した見直し
- 一 資産運用ビジネスの発展促進及び中長期的な資産形成に 資する投資商品の提供促進

受託者の意識改革等を通じた投資運用業の 強化(利益相反防止、プロ向け投資運用業に 係る運用財産規模の制限緩和を含む幅広い 施策を検討)

投資信託を通じた資産形成の促進 ライフサイクルに応じた資産形成に資する投資 商品の提供に向けた施策(NISAの一層の浸透 、運用態勢やパフォーマンスの透明性向上、 手数料等に関する説明の充実、運用状況の情 報開示の改善等)

上場インフラファンド市場の早期創設、 ヘルスケアリートの上場推進、普及・啓発

- ・ 東京市場が、円・ドル・人民元等のクロスカレンシー取引の ハブとなるための取組み
- ・アジアにおける資金調達・貸出等の一層の円滑化
- ・ 東京市場における国内外のインフラファンドの組成・上場の 促進 等

グローバルな通貨・債券等の取引・決済を行うためのインフラの整備・活用

(グローバルベースでの効率的な資金・証券管理等の実現、クロスボーダー債券決済インフラの構築に向けた取組の推進等)

国内決済や企業間決済の高度化

イスラム金融の普及に向けての環境整備

国際的素養を備えた公認会計士等の専門人材の育成 専門人材の海外進出やネットワーク形成の促進

・ グローバル企業の収益性や株主 還元に対する意識変革、売上高 利益率やROEなどの向上の ための更なる施策

より良いコーポレート・ガバナンスの推進に 向けての環境整備(コーポレートガバナン ス・コードの検討等)

事業再生手続の円滑化に向けた私的整理 の在り方の見直し

監査の質の向上、公認会計士資格の魅力 の向上に向けた取組みの促進

JBICによる新「海外展開支援融資ファシリティ」の創設

- ・人材の国際的なコミュニケーション能力やマネジメント能力の 向上への取組
- ・高度金融人材にとってビジネス や生活をしやすい環境の整備
- 金融経済教育の推進

官民の様々な取組を活用した金融分野におけるグローバル人材の裾野を広げるための 方策の検討

海外のオピニオン・リーダーへの正確な情報 提供、国際的影響力のあるオピニオン・リー ダーの育成

ライフステージの各段階における金融経済教育の実施に向けた働きかけ

【昨年の提言事項への取組】

国民のライフサイクルに応じた資産 形成の支援 (NISAの普及促進等)

アジア各国の発展状況に応じた金融インフラ整備支援 (アジア金融連携センターの設立等)

GPIF等の改革 (運用やガバナンスの見直し)

インフラファイナンス市場の整備 (東証による上場インフラファンド市場の創設等) アジアにおける資金調達の円滑化 (グループ内企業の貸付規制 緩和、JICAによる現地通貨建ての海外投融資等)

東京市場の機能強化(東京プロボンド市場の活性化、JBICによるサムライ債保証対象拡大等)

リスクマネー供給のための各種施策(クラウドファ ンディングの拡充、新規上場時の負担軽減等)

企業の新陳代謝・ガバナンス強化に向けた取組 み(成長性に着目したマーケット指標の導入、ス チュワードシップコードの導入、社外取締役の導 入促進等) 金融経済教育の充実

英語による金融行政窓口設置

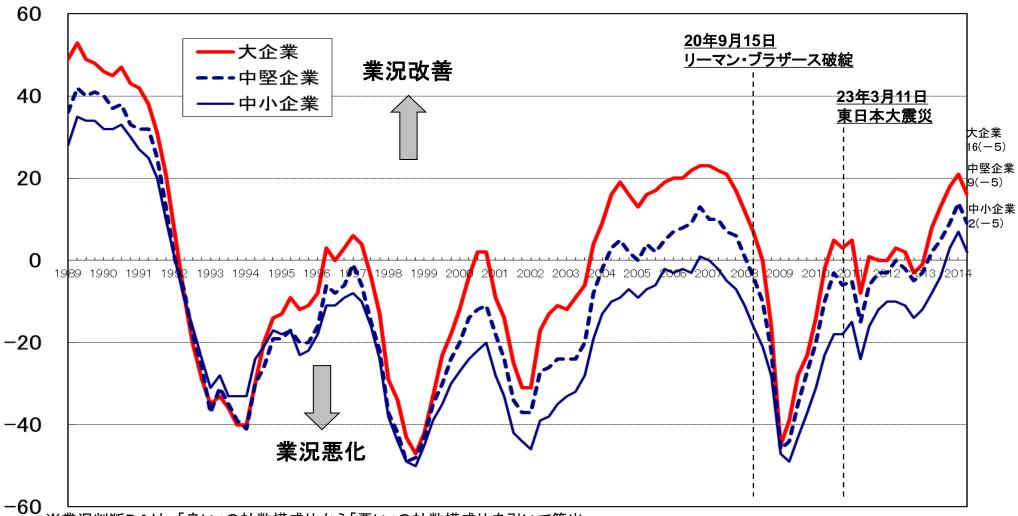
金融関係法令・ガイドライン等の英語化 の推進

第2部 足許の課題への対応

1. 中小企業金融の現状とこれまでの施策

業況判断D. I. の推移

- 〇 リーマンショック後の状況は、2009年6月以降、現在に至るまで改善傾向
- 直近では、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動減から悪化するも、プラス圏を維持



※業況判断D.I.は、「良い」の社数構成比から「悪い」の社数構成比を引いて算出。

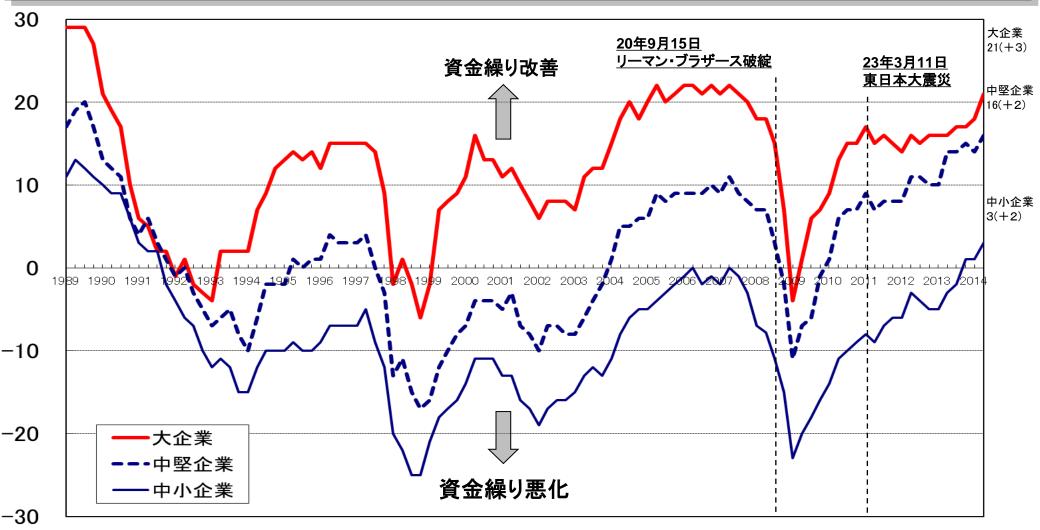
(出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

(注) 数字は2014年6月調査時点。(カッコ内の数字は前回調査(2014年3月)との比較)

資金繰り判断D. I. の推移

〇リーマンショック後の状況は、2009年6月以降、現在に至るまで改善傾向

〇直近においても、企業収益の改善等を背景として、引続き改善し、2013年12月以降、中小企業もプラス圏に浮上

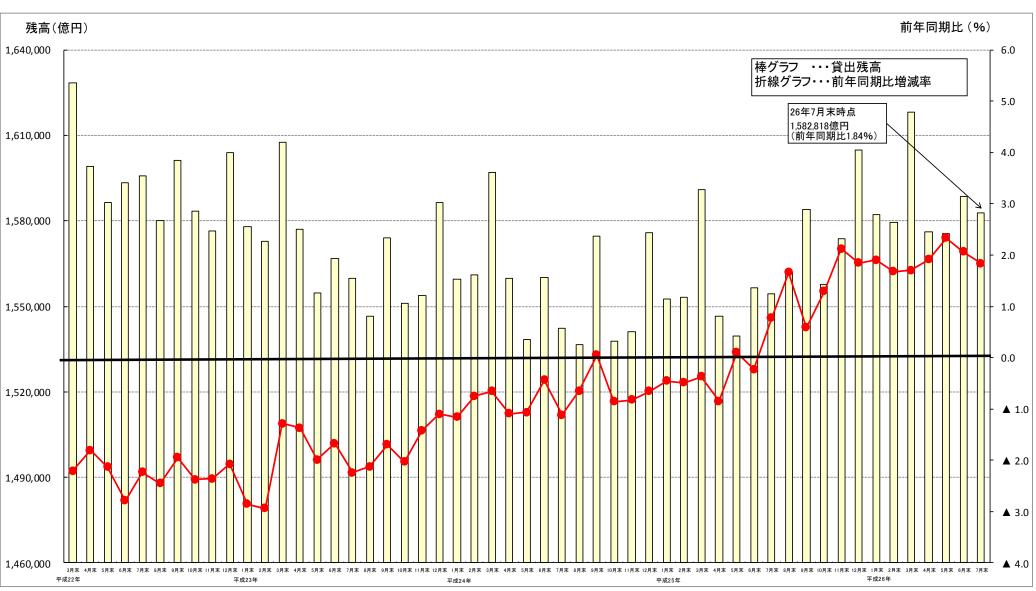


※資金繰り判断D.I.は、「楽である」の社数構成比から「苦しい」の社数構成比を引いて算出。

(出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

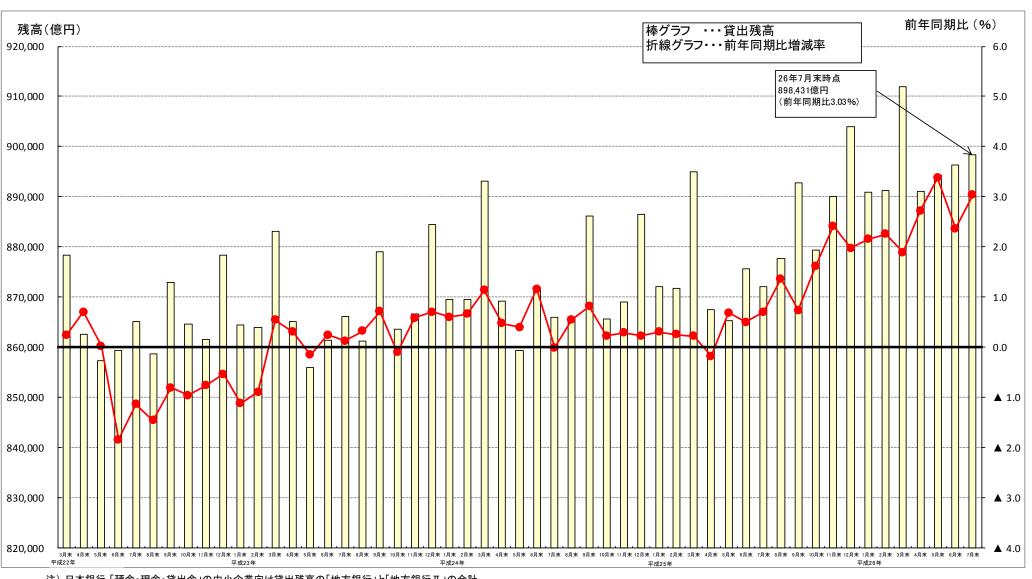
(注)数字は2014年6月調査時点。(カッコ内の数字は前回調査(2014年3月)との比較)

銀行全体の中小企業向け貸出残高の推移



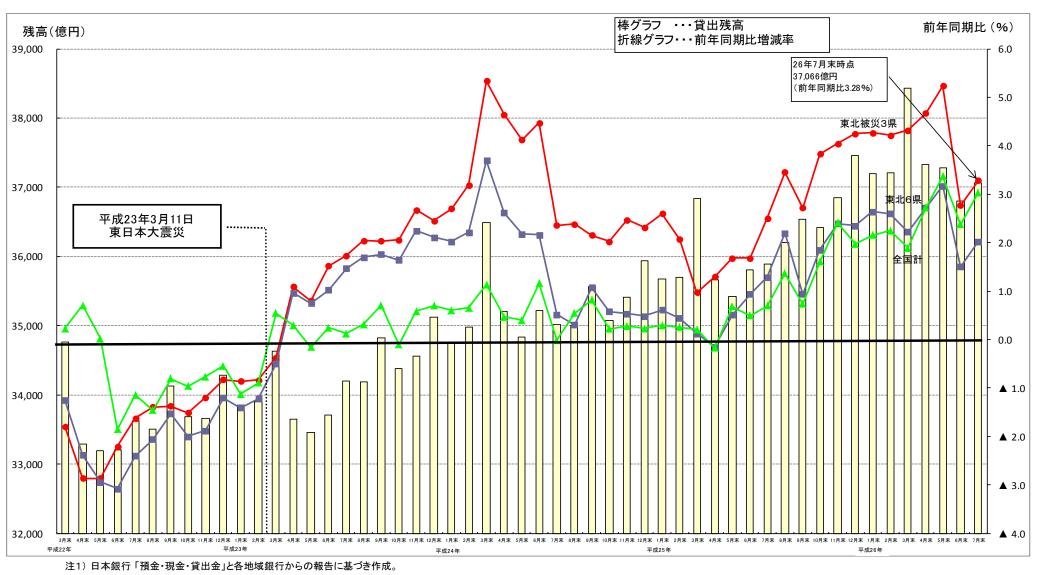
注)日本銀行「預金・現金・貸出金」の中小企業向け貸出残高の「都市銀行」と「地方銀行」と「地方銀行Ⅱ」の合計。

地域銀行全体の中小企業向け貸出残高の推移



注)日本銀行「預金・現金・貸出金」の中小企業向け貸出残高の「地方銀行」と「地方銀行Ⅱ」の合計。

被災地における地域銀行の中小企業向け貸出残高の推移



- 注2)「東北被災3県」は、岩手県、宮城県、福島県に本店を置く地域銀行の合計。「東北6県」は、左記の3県+青森県、秋田県、山形県に本店を置く地域銀行の合計。
- 注3)「全国計」は、日本銀行「預金・現金・貸出金」の中小企業向け貸出残高の「地方銀行」と「地方銀行Ⅱ」の合計。

中小企業の経営改善・事業再生支援の取組み状況

認定支援機関

○ H24年11月以降、**22.482機関を認定**(H26年9月1日現在)

○ 中小企業が認定支援機関から経営改善計画の策定支援を受けるに際し、デューデリジェンス費用、 フォローアップ費用等に対する補助が予算上措置(H24補正予算(H26年度末まで申請受付期間延長))

中小企業再生 支援協議会

○ 計画策定の支援完了件数

H15~24年度累計 4,711件 ⇒ H25年度 2,537件(うち第4四半期 1,328件)

○ H26年3末現在の計画策定支援中の件数 560件

地域経済活性化 支援機構

- 新機構での再生支援決定 19件(累計47件)(H26年9月1日現在)
 - ※ H24年以降の相談受付件数 466件(H26年6末)
 - ・うち、金融機関等や事業者等において調整中 93件
 - ・うち、デューデリ等事業者・金融機関と具体的な調査・協議中 30件
- <u>事業再生・地域活性化ファンドの運営子会社(REVICキャピタル ㈱)を設立</u>(H25年6月)
 - ⇒ <u>事業再生ファンド3件、地域活性化ファンド4件、</u> 観光活性化マザーファンド1件、地域ヘルスケア産業支援ファンド1件設立
- 機構の体制整備
 - ・地域活性化オフィスの体制強化
 - 一信金·信組向け専用相談窓口の設置、地域金融機関からの出向者受入れ
 - ヘルスケア産業や観光産業等テーマ別の専門チームの組成
 - ·大阪拠点の開設(H25年10月)

事業再生ファンド

- <u>地域限定ファンド 60(うち22は中小企業基盤整備機構出資の官民ファンド。組成予定も含む。</u>)
- 全国対象の事業再生ファンド 7、震災復興ファンド 6

中小企業経営力強化支援法の概要(平成24年8月30日施行)

問題意識

〇中小企業の経営課題の多様化・複雑化

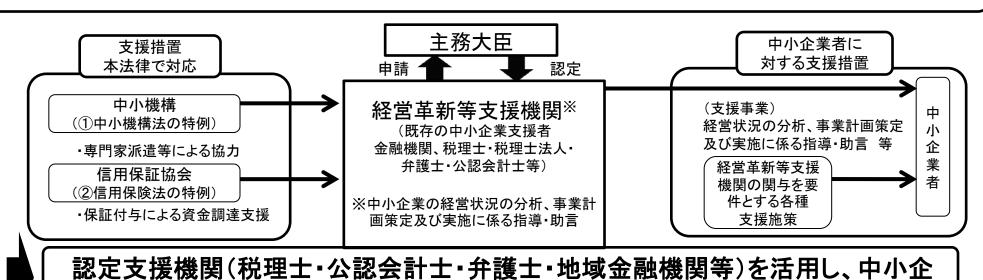
▶ 内需減退、円高や震災の影響、取引先企業の海外流出、新興国との競争激化、本格的な海外展開、等

<u>○新たな支援事業を行う担い手の登場</u>

▶ 地域金融機関による支援事業(リレーションシップ・バンキング)など

支援措置

- 1. 中小企業支援事業の担い手の多様化・活性化
- ▶ 既存の中小企業支援者に加え、金融機関、税理士・税理士法人・公認会計士等の支援事業を行う者の認定を通じ、中小企業に対して専門性の高い支援事業を実現する。
- 2. 中小企業の支援事業を行う者への支援措置
- 中小機構の専門家派遣等による協力や保証付与による資金調達支援を通じ、中小企業支援事業を支援する。



業・小規模事業者に対して、「チーム」として専門性の高い支援を図る。

18

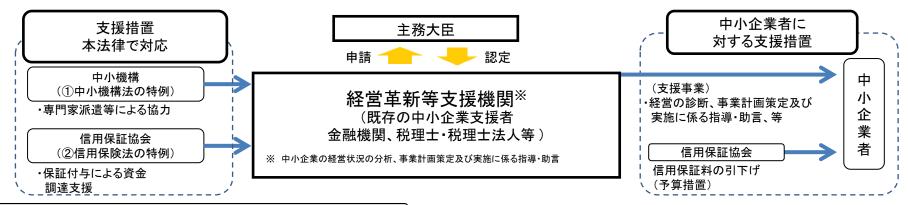
経営革新等支援機関(認定支援機関)について

24年8月施行された中小企業経営力強化支援法に基づき、これまで約22,000の専門家(法人、個人)を経営革新等支援機関として認定。主な役割は、以下のとおり。

- 〇 専門家による経営の分析、経営計画の策定支援とその後のフォローアップ(計画実行支援)
- 地域の経営革新等支援機関によるネットワーク構築によってチームとして中小企業を支援

経営革新等支援機関の制度概要

- 〇既存の中小企業支援者、金融機関、税理士、弁護士等のうち、専門的知識や、実務経験が一定レベル以上の者に対し、国が認定することで、公的な支援機関として位置づけ。
- 〇より高度で専門的な経営課題については、中小機構が最適な専門家を派遣し、経営革新等支援機関と一体となってチームとして経営 課題を解決。
- ○経営革新等支援機関の支援を受け、事業計画の実行と進捗の報告を行うことを前提に、信用保証協会の保証料を減額(▲0.2%)。



経営革新等支援機関の認定状況

認定支援機関の内訳(平成26年8月27日時点)

税理士(個人)	税理士法人	公認 会計士	監査 法人	弁護士	弁護士 法人	商工会	商工 会議所	中央会	中小企 業診断 士	社会保 険 労務士	行政 書士	コンサル 等	NPO 法人	一般財 団·一般 社団	公益財 団・公益 社団	金融機関	その他	合計
15,658	1,859	1,570	65	1,367	81	47	322	40	360	10	22	419	27	75	58	482	20	22, 482

中小企業再生支援協議会について

中小企業再生支援協議会は、収益性のある事業を有しているが財務上の問題を抱えている中小企業の再生を 支援するため、産業競争力強化法に基づき、都道府県ごとに設置。

中小企業再生支援協議会の構成及び設置状況

認定支援機関(産業競争力強化法第127条)

指導·助言

報告•相談

中小企業再生支援協議会 (産業競争力強化法第128条)

全体会議

地域の実情を踏まえ、具 体的な業務実施方針・方 法、その他必要な事項を 定める。

支援業務部門

中小企業の再生に係る相談に応じる とともに、必要な場合には、再生計画の 策定支援を行う。

中小企業や事業の再生等に知見と経 験を有する者が常駐専門家として対応 (弁護士、公認会計士、税理士、中小企 業診断士, 金融機関出身者等)

再生計画策定支援をする場 合に設置

個別支援チーム

- •常駐専門家
- •外部専門家

都道府県	設置主体(認定支援機関)
北海道	札幌商工会議所
青森県	(公財)21あおもり産業総合支援センター
岩手県	盛岡商工会議所
宮城県	(公財)みやぎ産業振興機構
秋田県	秋田商工会議所
山形県	(公財)山形県企業振興公社
福島県	(公財)福島県産業振興センター
茨城県	水戸商工会議所
栃木県	宇都宮商工会議所
群馬県	(公財)群馬県産業支援機構
埼玉県	さいたま商工会議所
千葉県	千葉商工会議所
東京都	東京商工会議所
神奈川県	(公財)神奈川産業振興センター
新潟県	(公財)にいがた産業創造機構
長野県	(公財)長野県中小企業振興センター
山梨県	(公財)やまなし産業支援機構
静岡県	静岡商工会議所
愛知県	名古屋商工会議所
岐阜県	岐阜商工会議所
三重県	(公財)三重県産業支援センター
富山県	(公財)富山県新世紀産業機構
石川県	(財)石川県産業創出支援機構
福井県	福井商工会議所

都道府県	設置主体(認定支援機関)
滋賀県	大津商工会議所
京都府	京都商工会議所
奈良県	奈良商工会議所
大阪府	大阪商工会議所
兵庫県	神戸商工会議所
和歌山県	和歌山商工会議所
鳥取県	(公財)鳥取県産業振興機構
島根県	松江商工会議所
岡山県	(公財)岡山県産業振興財団
広島県	広島商工会議所
山口県	(公財)やまぐち産業振興財団
徳島県	徳島商工会議所
香川県	高松商工会議所
愛媛県	松山商工会議所
高知県	高知商工会議所
福岡県	福岡商工会議所
佐賀県	佐賀商工会議所
長崎県	長崎商工会議所
熊本県	熊本商工会議所
大分県	大分県商工会連合会
宮崎県	宮崎商工会議所
鹿児島県	鹿児島商工会議所
沖縄県	那覇商工会議所

○認定支援機関の内訳	
商工会議所	31
県中小企業支援センター	15
県商工会連合会	1
計	47

(平成26年3月31日現在)

中小企業再生支援協議会の再生支援の流れ

再生計画を作成

して金融機関と

調整する必要が

あると協議会が

判断した場合

窓口相談 (第一次対応)

課題解決に向けたアドバイス

- ・面談や提出資料の分析を通して経 営上の問題点や、具体的な課題 を抽出
- 課題の解決に向けて、適切なアド バイスを実施
- 必要に応じ、関係支援機関や支援 施策を紹介

再生計画策定支援 (第二次対応)

再生計画の策定支援

·専門家(弁護士、公認会計士、税理 士、中小企業診断士等)からなる個別 支援チームを結成し、具体的な再生 計画の策定を支援

関係機関との調整

関係金融機関等との調整を実施

フォローアップ

計画策定後も定期的なフォローアップ、 必要なアドバイスを実施

中小企業再生支援協議会の活動実績

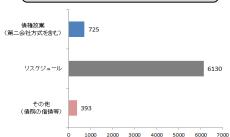
相談対応

- 相談対応は平成25年度は4.128社(24年度) 3,712社)。うち、約35%が相談段階(1次対応) で課題解決。
- 平成15年2月の設置以降、平成25年度末ま での相談対応は累計31,721社。

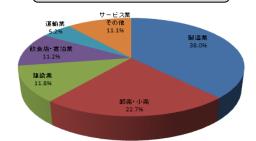
再生計画策定完了

- ・再生計画策定完了は平成25年度は2.537社 (平成24年度は1.511社)。
- ・平成25年度末までの累計は、7.248社。

再生手法 ※再生計画策定完了累計7.248社の内訳



業種特性 ※再生計画策定完了累計7,248社の内訳



※上記手法を複数実施している案件がある。

第2部 足許の課題への対応

||. 東日本大震災後の対応

東日本大震災における金融庁関連の対応

将来の復興に備えた政策対応(二重ローン問題・企業再生) 緊急対応 8月 12月 6月 7月 24年3月 23年3月11日 3月末 4次補正 1次補正 2次補正 3次補正 (5/2成立) (7/25成立) (11/21成立) (2/8成立) 金融機能強化法改正(震災特例) 決算対応 大臣要請 (23年6月成立、同年7月27日施行) ・通帳等を紛失した 簡易な自己査定 ・震災特例に基づき被災地の金融機関に 場合の特例 の特例 ・休日の窓口営業 対し、資本参加を実施 貸出金の返済猶予 手形の不渡処分猶予 融資相談所の開設 個人版私的整理ガイドライン 産業復興相談センター • 迅速な保険金支払い (23年7月策定、同年8月22日適用開始) 産業復興機構(中企庁) (航空写真の活用による 一括認定等) 青森県、岩手県、宮城県、福島県、 返済困難な債務者に対する債務免除 のための民間関係者間の基準 茨城県、千葉県にセンターを設立 その後も繰り返し要請 東日本大震災事業者 資本性借入金の活用促進 (23年11月公表) 再生支援機構 (復興庁) 更なる緊急対応 震災の影響で資本が毀損して ・24年3月5日より営業開始 いる企業の資本充実策の一環 ・現金輸送車が被災地に迅速に入れるよう警察に要請

・避難先の金融機関からの預金払出し

預金者本人以外の払出しの柔軟化

義援金口座宛の振込手数料無料化

・保険会社による戸籍謄本の円滑な請求

・行方不明者の保険金支払い迅速化(法務・警察等との調整)

・口座照会制度の構築

住宅ローン利子補給制度 の創設(被災各県)

(検査マニュアルの明確化)

被災地の復興の加速(「二重債務問題への対応」)

1. 事業者向け対応

「東日本大震災事業者再生支援機構」の活用促進

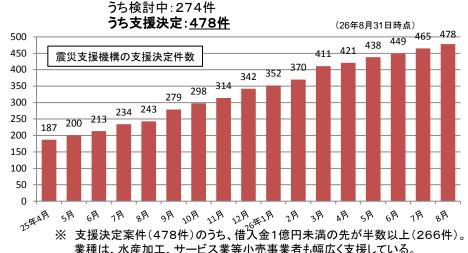
(1) 概要

- 東日本大震災事業者再生支援機構法に基づき、平成24年2月22日 設立(同年3月5日業務開始)
- 震災被害により過大な債務を負い、<u>事業再生を図ろうとする事業者</u> に対し、債権買取及び出資等を通じて再生支援

(2) 現 状

〇 取組実績

• 相談受付:1,974件



(3) 取組状況

- ① 機構による案件処理の迅速化
 - ⇒ 専門人材の増強 等
- ② 被災事業者への周知徹底
 - ⇒ 金融機関・地元市町村・商工団体等に対し、「被災事業者に機構の役割・機能等を説明するとともに、機構の活用について検討を行うよう」要請

2. 個人向け対応 「個人版私的整理ガイドライン」の活用促進

(1) 概要

- 〇 被災者の私的整理に関する民間関係者間の自主ルール 平成23年8月より適用開始。国は弁護士費用を全額補助
- 債務者は、法的手続による不利益(新規借入れ不可等)を回避し、 債権者との私的な合意により債務免除を享受

※手元に残せる財産: 現預金500万円、義捐金等、家財に係る保険金250万円、 震災後に上記財産の範囲で購入した不動産

(2) 現 状

- 〇 取組実績
 - 個別相談: 5, 339件
 - ・債務整理に向け準備中:304件
 - · 債務整理が成立: 1. 070件

├(合わせて<u>1, **374件**)</u>



(3) 取組状況

- ① 登録専門家(弁護士)による処理の迅速化
 - ⇒ 日弁連や地元弁護士会の協力を得て、案件処理態勢を強化
- ② 被災者へのガイドライン利用のメリット等の更なる周知
 - ⇒ テレビ・新聞等の活用、自治体・弁護士会等と連携した相談会等
- ③ 被災者への周知徹底
 - ⇒ 金融機関に対し、被災者にガイドラインの利用を積極的に勧めるよう要請 >

いわゆる二重債務問題への対応をはじめとする被災者支援の促進について

今後、防災集団移転促進事業等が進捗する等、被災者(事業者及び個人)が本格的に事業や生活の再建を図っていく中で、再建に必要な様々な資金需要の高まりも予想される。金融機関には、引き続き、被災者のおかれている状況をきめ細かく把握し、被災者のニーズに的確に対応していくとともに、新規融資を含む資金供給や経営改善・体質強化の支援に、これまで以上に積極的に取組むことが求められている。ついては、被災者支援の一層の促進を図るため、貴協会傘下の金融機関に対して、下記の点について周知徹底を図られたい。

記

1. 金融機関によるコンサルティング機能の強化

被災者のおかれている状況は千差万別であることを踏まえ、コンサルティング機能を一層発揮し、被災者の状況をきめ細かく 把握した上で、公的な各種支援策の活用も含め、当該被災者にとって最適な解決策を提案し、その実行を支援をするよう努め ること。

2. 東日本大震災事業者再生支援機構等による被災事業者支援の促進

被災事業者の再生支援のため設立された東日本大震災事業者再生支援機構及び各県の産業復興相談センター・産業復興機構を活用した被災事業者の再生支援について、今後、復興の進展が期待される中で、その取組みの促進が求められている。このため、金融機関は、引き続き、被災事業者に対し、これらの機構等の役割・機能等を丁寧に説明するとともに、被災事業者とともに機構等の積極的な活用を検討すること。

さらに、金融機関は、これらの機構等を活用して被災事業者を支援するにあたり、機構等と十分な連携を図りつつ、当事者意識を持って、長期にわたる事業再生計画の遂行についてモニタリング・支援を行うこと。

3. 個人債務者の私的整理に関するガイドラインの活用の促進

「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」は、東日本大震災の影響によって、既往債務を弁済できなくなった個人の債務者が一定の要件の下、債務の減免を受けられる枠組みであり、今後、防災集団移転促進事業等の進捗に伴い、ガイドラインの利用を通じた被災者の生活再建支援が強く望まれている。

これを踏まえ、金融機関は、引き続き、債務者の状況を一層きめ細かく把握し、元本返済猶予等の貸付条件の変更を行っている 債務者も含め、ガイドラインの利用のメリットや効果等を丁寧に説明し、当該債務者の状況に応じて、ガイドラインの利用を積極的 に勧めること。

また、ガイドラインに基づく弁済計画案が提示された場合には、出来る限り迅速に当該計画案に関する判断を行うこと。

◎ 個人版私的整理ガイドラインの活用の促進

ガイドラインの意義

- 〇個人債務者の私的整理に関する民間関係者間の自主ルール。
- 〇債務者は、法的手続による不利益(※)を回避し、債権者との私的な合意により、債務免除を享受。
 - (※)法的手続では、個人信用情報の登録などの不利益がある。

運用の改善

被災者にとって利用しやすい制度となるよう、これまで累次に渡り運用を改善

- ○国は弁護士費用を全額補助(26年度予算額:2.4億円)
- 〇手元に残せる財産(自由財産)の上限を500万円に拡張
- ○義捐金は、上記の現預金とは別の自由財産として取り扱う
- 〇震災後に上記財産の範囲内で購入した不動産を自由財産として取り扱う
- 〇運用の明確化を図る観点から、「個人版私的整理ガイドライン運用規準」を策定
- 〇日弁連や被災地弁護士会の協力を得て、案件処理態勢を強化

当局の対応

- ○24年7月以降繰り返し、被災地の金融機関に対し、以下を要請
 - ①ガイドライン利用のメリットや効果等を丁寧に説明すること
 - ②ガイドラインの利用を金融機関から積極的に勧めること
- ○テレビ・新聞等の活用、被災地の地方公共団体・弁護士会等と連携した周知広報を推進

実 績

- ○個別相談
- 〇債務整理に向け準備中
- ○債務整理の成立

26年8月29日現在

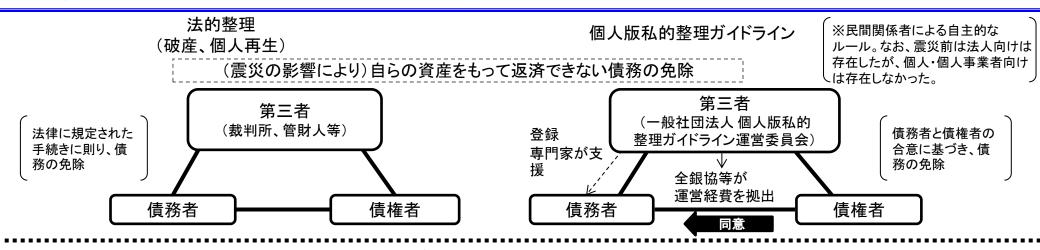
5, 339件

304件

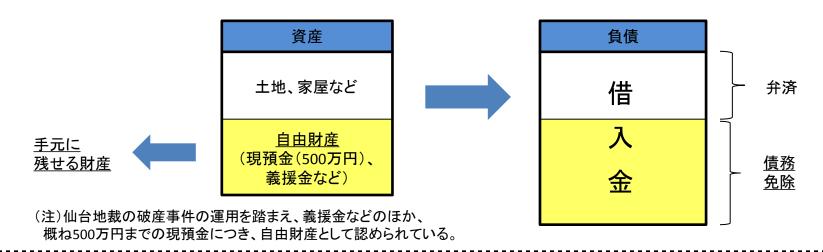
1,070件

合わせて<u>1,374件</u>

個人版私的整理ガイドラインと法的整理の比較



■債務免除のイメージ:法的整理と個人版私的整理ガイドラインでは債務免除額は基本的に同等 (債務免除額が法的整理より多くなれば(=債権者に不利になれば)、債権者は株主代表訴訟等のリスクから利用困難)



■法的整理、個人版私的整理ガイドラインによる債務免除のメリット・デメリット

	法的整理(個人破産)	私的整理ガイドライン
個人信用情報(いわゆるブラックリスト)の登録	有	無
債権者の同意	全債権者の同意は不要	全債権者の同意が必要
弁護士費用	20~30万円	全額国庫補助(登録専門家に限る)

金融機能強化法の震災特例に基づく資本参加

- 〇 金融機能強化法の震災特例に基づく資本参加
 - ⇒ 12先の金融機関に対し、合計2,310億円
- 〇 これらの金融機関が、<u>被災者の事業や生活の再建に向けた支援に積極的かつ継続的に取り</u> 組むよう、促していく

(参考)金融機能強化法(震災特例)に基づく資本参加

			地域銀行	Ī			信用	金庫	信用組合			
	仙 台 (宮城県)	筑 波 (茨城県)	七十七(宮城県)	東北(岩手県)	きらやか (山形県)	宮古(岩手県)	気仙沼 (宮城県)	石 巻 (宮城県)	あぶくま (福島県)	相双五城(福島県)	いわき (福島県)	那 須 (栃木県)
資本参加額	300億円	350億円	200億円	100億円	300億円	100億円	150億円	180億円	200億円	160億円	200億円	70億円
決定日	H23.	9.14	H23.12.8	H24	.9.13		H24	1.2.2	H23.12.28		H24.3.14	
実行日	単行日 H23.9.30 H23.12.28 H24.9.28 H24.12.28						H24	.2.20		H24	H24.3.30	

東日本大震災に対処するための金融機能強化法等の改正の概要

東日本大震災に対処して金融機関等の経営基盤の充実を図るための金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び 金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律

1. 基本的考え方

○ 東日本大震災により金融機能に様々な影響が懸念される中、予め、広域にわたる被災地域において<u>面的に金融機能を維持・強化するとともに、預金者に安心感を与える枠組みを設ける</u>ことが、地域経済の復興を図るうえで不可欠。このため、国の資本参加を通じて、金融機関の金融仲介機能を強化する枠組みである金融機能強化法に震災の特例を設ける。

2. 主な改正事項

(1) 一般的特例(全金融機関)

- ① 経営強化計画の策定において、
 - 経営責任は求めない
 - 収益性・効率性に関する目標設定を求めない 等の弾力化
- ② <u>資本参加コストを平時に求められる水準よりも引き下げる</u>。併せて、幅広い選択肢が可能となるよう、資本参加の手段を多様化する。

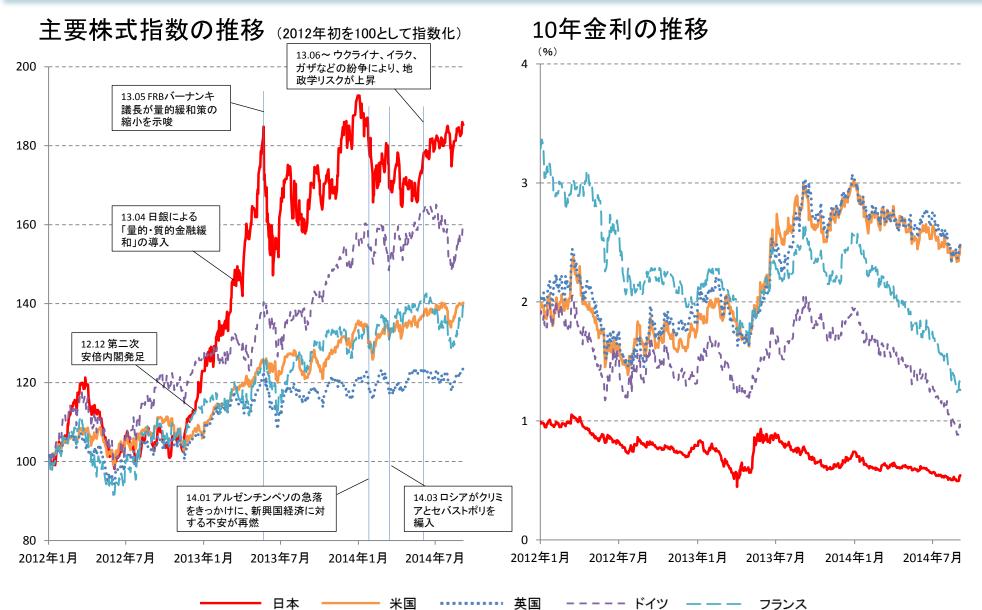
(2) 協同組織金融機関向け特例(信用金庫、信用組合等)

- ① 自ら被災又は被災者への貸付を相当程度有し、今後の<u>財務が必ずしも見通し難い面がある協同組織金融機関に対し、国と中央機関が、共同して資本参加。</u>
- ② 対象機関は、中央機関と経営指導契約を締結。仮に、将来、参加資本の償還の見通しが立たない場合には、事業再構築とともに参加資本の整理を行う。その財源には、預金保険の資金等を活用する。
- (3) 申請期限を延長する(現行平成24年3月末→平成29年3月末)。
 - (注)根抵当権の譲渡等に係る特例措置等を定める組織再編成特別措置法の申請期限も同じ期間延長する。

第3部 金融庁の様々な取組み

I. 金融システムの安定確保のための取組み

1. 金融システムを巡る状況



主要国の経済指標

【GDP(前年比)】

(%)

	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年(見通し)
日本	-1.0	-5.5	4.7	-0.5	1.5	1.5	1.6
米 国	-0.3	-2.8	2.5	1.6	2.3	2.2	1.7
英 国	-0.8	-5.2	1.7	1.1	0.3	1.7	3.2
ドイツ	1.1	-5.1	4.0	3.3	0.7	0.4	1.9
フランス	-0.1	-3.1	1.7	2.0	0.0	0.2	0.7

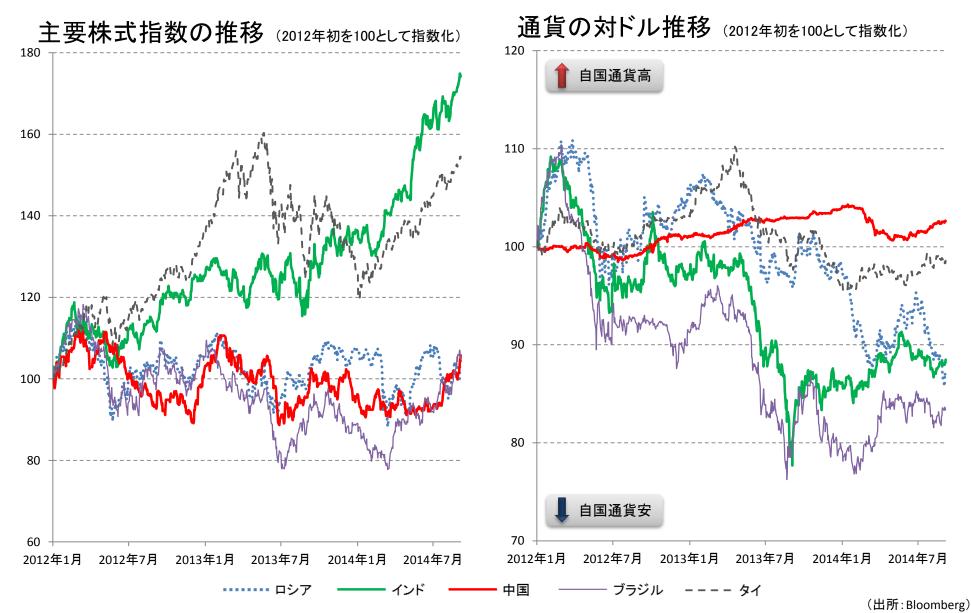
【失業率】

(%)

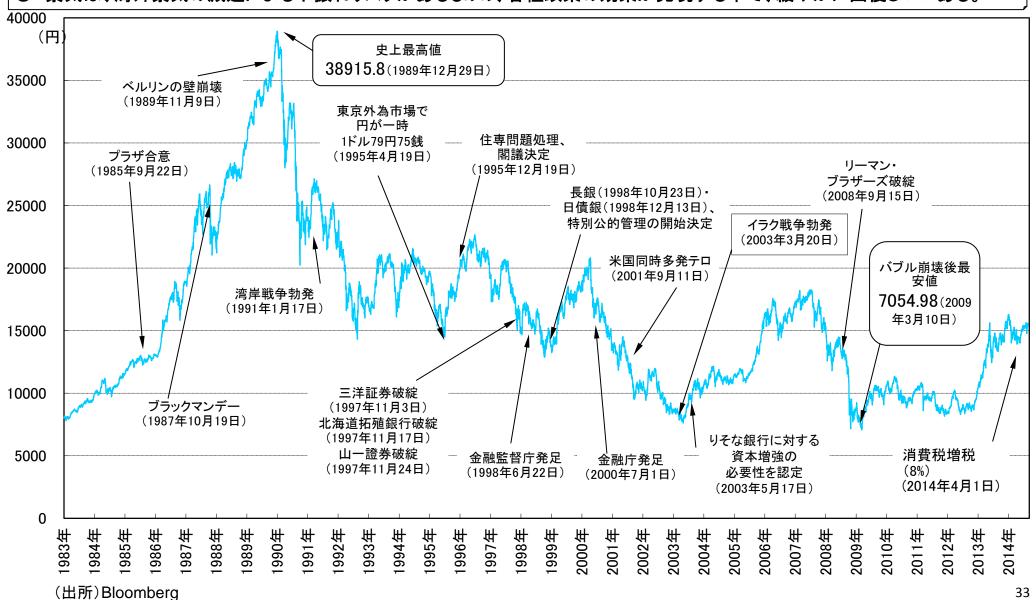
	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年(見通し)
日本	4.0	5.1	5.0	4.6	4.3	4.0	3.9
米 国	5.8	9.3	9.6	8.9	8.1	7.4	6.4
英 国	5.7	7.7	7.9	8.1	8.0	7.6	6.9
ドイツ	7.5	7.8	7.1	6.0	5.5	5.3	5.2
フランス	7.8	9.5	9.7	9.6	10.2	10.8	11.0

- ※ ① データは全て暦年ベース
 - ② 2014年については、IMFによる見通し

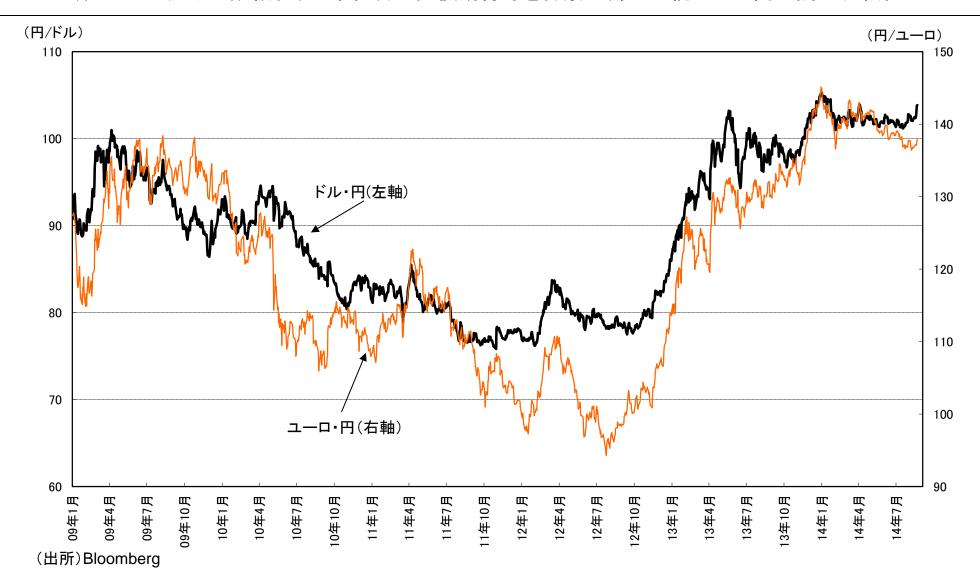
(出所:Bloomberg、IMF)



- 日経平均株価の推移
- 足許は15,000円台で推移。
- 景気は、海外景気の減速による下振れリスクがあるものの、各種政策の効果が発現する中で、緩やかに回復しつつある。

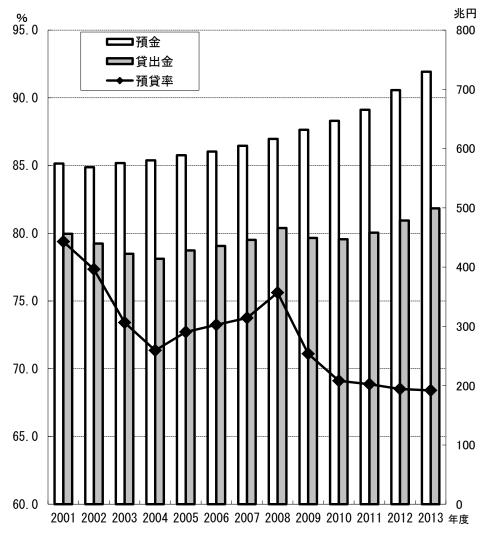


○ 日銀による大胆な金融緩和、日本経済の回復期待等を背景に、長らく続いた円高基調が反転。



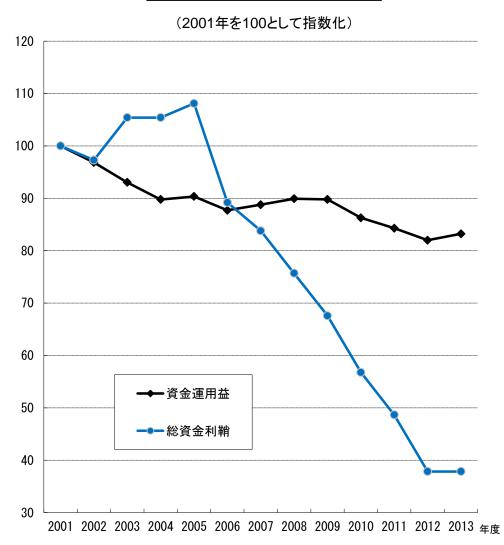
日本の金融機関の現状と課題(貸出の動向)

①国内銀行の預貸率の推移



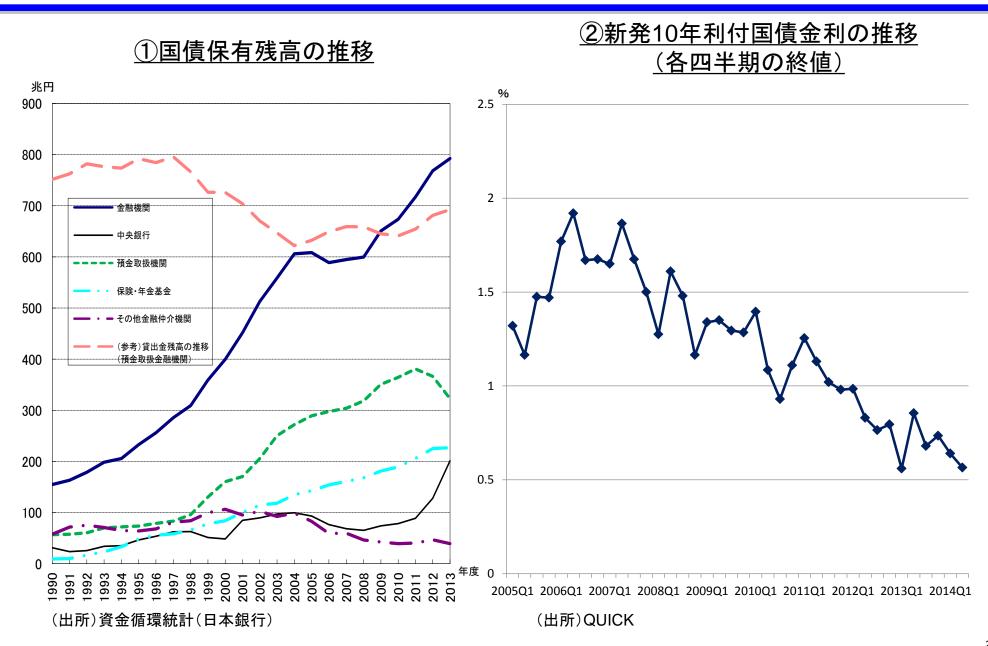
(出所)全国銀行協会

②資金運用益と利鞘の推移

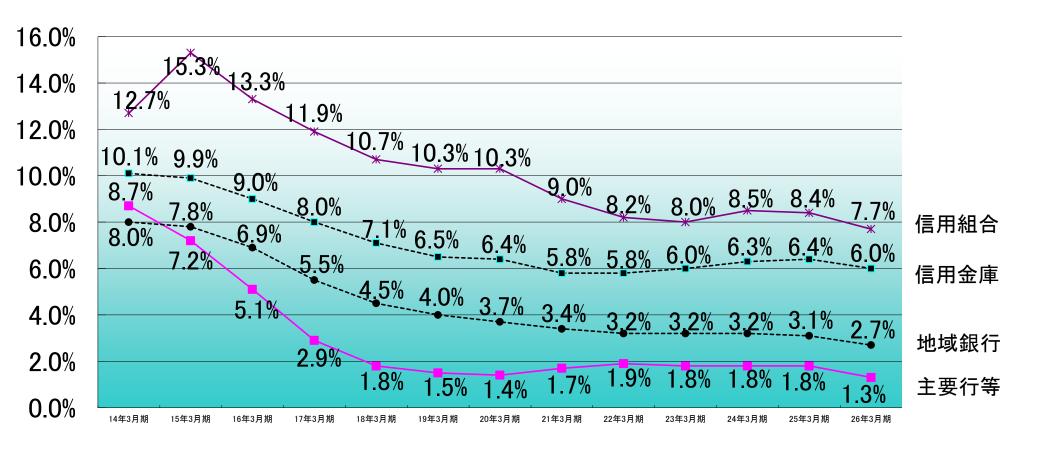


(出所)全国銀行協会

日本の金融機関の現状と課題(国債保有の状況)



金融機関の不良債権比率の推移



- (注1)計数は金融再生法開示債権ベース。
- (注2)主要行等とは、みずほ銀行、みずほ信託銀行、三菱東京UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行、三井住友銀行、三井住友信託銀行、 りそな銀行、新生銀行、あおぞら銀行をいう。
- (出典) 当庁ホームページ

第3部金融庁の様々な取組み

1. 金融システムの安定確保のための取組み

2. 国際的な金融規制改革への対応

G20における国際的な金融規制改革に関する議論

リーマンショック(2008年9月)世界的な金融危機へ発展



G20首脳会合(2008年11月ワシントン~) 危機防止のための金融規制改革の推進

1. G20財務大臣·中央銀行総裁会議声明(2014年2月)

「2014年において、我々は、(中略)世界的金融危機への対応として我々が着手した中核的改革の重要な面を、ブリスベン・サミットまでに概ね終了させることに努力を集中する。」

- 2. 主な取組み
- ① 強じんな金融機関の構築(バーゼルⅢ)
- ② 大き過ぎて潰せない問題の終結(システム上重要な金融機関への対応)
- ③ シャドーバンキングによるリスクへの対処
- ④ デリバティブ市場の安全性の確保

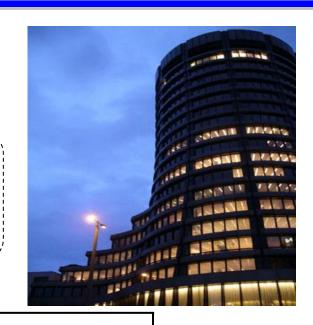
金融危機を受けた新たな国際交渉の枠組み

G20首脳会合

FSB

(金融安定理事会)

- ・G20諸国等の財務省・中央銀行・監督当局及び国際機関等をメンバーとする、国際的な金融安定上の課題を議論する場。
- ・事務局はスイス・バーゼル(当庁及び日銀からも事務局に職員を派遣)。



BCBS

(バーゼル銀行監督委)

IOSCO

(証券監督者国際機構)

- ・各国・地域の銀行監督当局や中 央銀行等から構成されている国 際機関。
- ・いわゆるバーゼルⅢなど、銀行 に関する原則・指針等の国際的 なルールを策定。
- 事務局はスイス・バーゼル。

- ・各国・地域の証券監督当局や証券取引所 等から構成されている国際機関。
- ・証券監督に関する原則・指針等の国際的 なルールを策定。
- ・主要な意思決定を行うのは代表理事会。
- ・事務局はスペイン・マドリッド(当庁からも 事務局に職員を派遣)。

IAIS

(保険監督者国際機構)

- 各国・地域の保険監督当局等から構成されている国際機関。
- ・国際的な保険監督に関するルールを策定、 保険監督者の協調を促進。
- ・主要な意思決定を行うのは執行委員会。
- ・事務局はスイス・バーゼル(事務局長は日本の河合美宏氏。日本からは、この他にも 当庁等より事務局に職員を派遣)。

① 強じんな金融機関の構築~バーゼルⅢの全体像~

<u>資本水準の引き上げ</u> 普通株式等Tier1比率、Tier1比率の 最低水準を引き上げ

リスク捕捉の強化 カウンターパーティー・リスクの資本賦 課計測方法の見直し

補完

エクスホージャー積み上がりの抑制

資本の質の向上

- ①普通株式等Tier1に調整項目を適用
- ②Tier1、Tier2適格要件の厳格化

定量的な流動性規制(最低基準)を導入

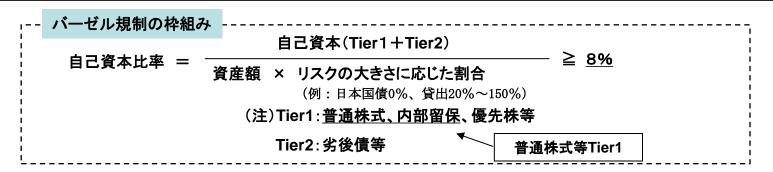
- ①流動性カバレッジ比率(ストレス時の預金流出等への対応力を強化)
- ②安定調達比率(長期の運用資産に対応する長期・安定的な調達手段を確保)

プロシクリカリティの緩和

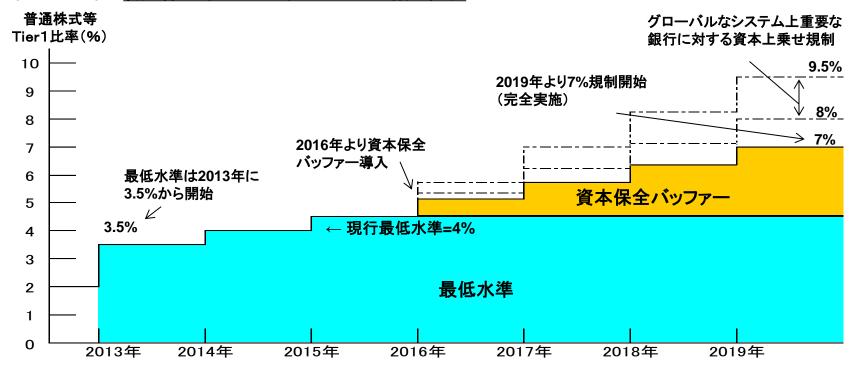
資本流出抑制策(資本バッファーく最低比率を上回る部分>の目標水準に達するまで配当・自社株買い・役員報酬等を抑制)など

① 強じんな金融機関の構築 ~バーゼルⅢ(銀行の自己資本規制の新たな枠組み)~

○ 金融危機の教訓を踏まえ、国際的に活動する銀行について、適切なリスク管理を促し健全性を確保するため、自己資本の質・量の向上を求める自己資本規制の強化等に2010年12月に合意。 (2013年から2019年にかけて段階的に実施)。



※ 2013年~2019年の普通株式等Tier1比率の向上の段階的実施のイメージ



① 強じんな金融機関の構築 ~バーゼルⅢ(流動性規制)~

① 流動性カバレッジ比率(LCR: Liquidity Coverage Ratio)

(目的)

・ 金融危機の際、多くの銀行が資金繰りに困難を生じた反省に基づき、30日間のストレス下での資金流出に対応できるよう、良質の流動資産(以下、「適格流動資産」)を保有することを求めるもの。

(基準の概要) 2015年から段階的に実施し、2019年に完全実施

② 安定調達比率(NSFR: Net Stable Funding Ratio)

(目的)

売却が困難な資産(所要安定調達額。オフ・バランスシートを含む)を持つのであれば、これに対応し、十分な中長期等に安定的な調達(負債・資本)をすることを求めるもの。

(基準の概要) 2018年から実施見込み

① 強じんな金融機関の構築 ~バーゼルⅢ(レバレッジ比率)~

(目 的)

- ・銀行システムにおけるレバレッジの拡大を抑制。
- ・簡易な指標とすることで、リスクベースの指標(自己資本比率規制)を補完。

(基準の見直し)

- 2011年1月より移行期間を開始。2013年1月から2017年1月までの試行期間において、3%の比率をテスト。銀行レベルのレバレッジ比率及びその構成要素の開示は、2015年1月から。
- ・試行期間の結果を踏まえ、適切な検討と水準調整に基づき、2018年1月から第1の 柱の下での取扱いに移行することを視野に、2017年前半に最終調整。

② 大き過ぎて潰せない問題の終結~システム上重要な金融機関~

〇 金融危機において、一部の大手金融機関を公的資金で救済したことに伴う「大き過ぎて潰せない」モラルハザードの問題に対処するため、「システム上重要な金融機関(Systemically Important Financial Institutions: SIFIsーシフィーズ)について①破綻予防のための規制枠組み、②円滑な破綻処理の枠組み、③監督の実効性の向上等を検討し、順次実施。

	グローバルな システム上重要な金融機関	国内の システム上重要な金融機関
銀行	2011年11月カンヌ・サミットで合意 年に1回G-SIBsの暫定リストを公表	2012年10月に枠組みを公表
保険	2013年7月G-SIIsの当初リストを公表	未定
その他	市場インフラやノンバンク等 について検討中 ノンバンク等については、2014年1月 選定手法の市中協議文書を公表	未定

② 大き過ぎて潰せない問題の終結

~システム上重要な金融機関(グローバルなシステム上重要な銀行(G-SIBs)規制の概要)~

- バーゼル銀行監督委員会(バーゼル委)は、世界70社超の大手銀行につき、<u>5つ</u> のリスク要因に対応した<u>指標</u>※を用い、各社の<u>点数</u>を算出。
 - ※「国際的活動(cross-jurisdictional activities)」「規模(size)」「相互連関性(interconnectedness)」「代替可能性/金融インフラ(substitutability/financial institution infrastructure)」「複雑性(complexity)」の5指標
- 一定以上の点数となった銀行は、G-SIBに選定され、点数に応じて4グループに区分される。(注:第5区分は該当社がないことを前提に設定されている。)
- O G-SIBは、各区分に従い、<u>バーゼルⅢの規制水準に上乗せ</u>した自己資本 (additional loss absorbency) を求められる。

区分(バケット)	第5	第4	第3	第2	第1
普通株資本上乗せ幅	3.5%	2.5%	2.0%	1.5%	1.0%

○ 本規制は、2011年11月にG20首脳が了承。2016年年初から段階的に実施され、 2019年年初から完全実施される予定。

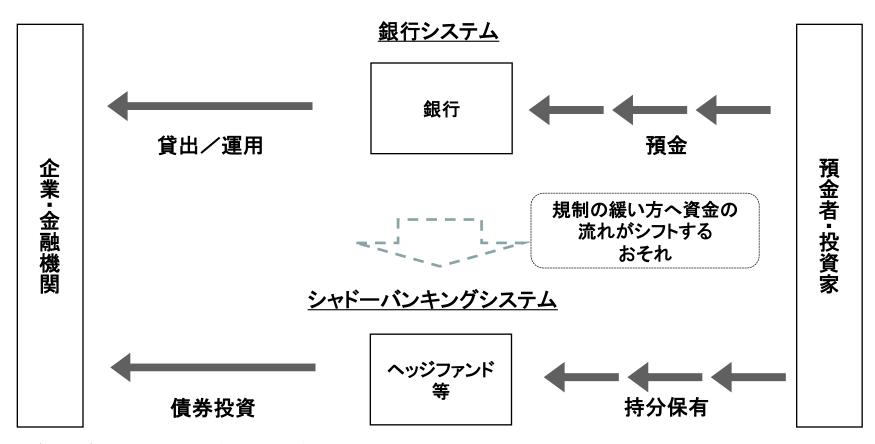
② 大き過ぎて潰せない問題の終結

~システム上重要な金融機関(─実効的な破綻処理枠組みに関する国際基準(2011年11月公表))~

- 〇金融機関の破綻処理に関し、納税者に損失を負わせることなく、システミックな損害 を防ぐ枠組みとして以下を提示。
 - ① 破綻処理制度の改善(当局が有すべき破綻処理の権限を国際基準として整理)
 - ② 再建・処理計画(recovery and resolution plans: G-SIFI毎に危機対応計画の 策定を義務付け)
 - ③ 破綻処理のしやすさの評価(resolvability assessments: 一定の基準に基づき G-SIFI毎に評価)
 - ④ 当局間のクロスボーダー協力取極め(CoAG: G-SIFI毎に締結。取極めの内容を整理)
 - ⑤ 破綻処理コストの負担方式(破綻時に債権者に負担を負わせる方式(ベイル・イン) を選択肢の一つとして提唱)

③ シャドーバンキングによるリスクへの対処~銀行システム以外で行う信用仲介~

○ ヘッジファンド、MMF(マネー・マーケット・ファンド)など、実質的に銀行に類似した信用仲介活動を行っている銀行以外の主体・活動(シャドーバンキング)のシステミック・リスクに対する規制・監視のあり方を検討中。



ヘッジファンド:少人数の投資家から資金を集め、積極的にリスクを取り、高収益を目指すファンド。

MMF:信用度が高く、残存期間の短い内外の公社債を中心に投資を行うファンド

(預金に代わる安全性の高い資金運用先として認識されている)。

③ シャドーバンキングによるリスクへの対処 ~分野別検討状況~

<2011年11月カンヌ・サミットにおいて合意された5つのシャドーバンキングの検討分野の進捗状況>

- ① 銀行のシャドーバンキングへの関与 (バーゼル規制委員会)[最終規則文書を公表]
 - ①ファンド向け出資の自己資本規制上の取扱い、②大口エクスポージャー規制、銀行への規制を通じたシャドーバンキングに対する規制・監督のあり方を検討。2013年12月および2014年4月にそれぞれ最終規則文書を公表。
- ② <u>マネー・マーケット・ファンド</u> (money market funds: IOSCO) [2012年10月に最終報告書を公表]

 MMFの<u>取付騒ぎやその他のシステミックリスクを削減</u>するための政策措置(MMFの組入資産評価方法、流動性管理のあり方等)を提言。
- ③ 他のシャドーバンキング主体 (other shadow banking entities: FSB) [2013年8月に最終報告書を公表] MMF以外のシャドーバンキング主体の<u>リスクを把握するために必要なデータ収集・モニタリングのあり方</u>や<u>各</u>主体が果たす経済的な機能に伴うリスクに着目した政策措置等の検討。
- ④ 証券化商品(securitisation: IOSCO)[2012年11月に最終報告書を公表]

<u>証券化商品のオリジネーター等に対する適切なインセンティブの付与、証券化商品に係る情報の適切な開示</u> <u>等を提言</u>。

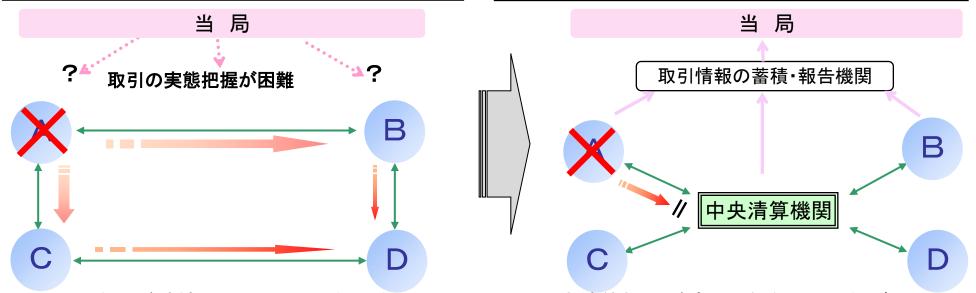
⑤ レポ・証券貸借取引 (securities lending and repos: FSB) [2014年9月に一部を除き報告書を公表予定]

レポ・証券貸借取引市場の透明性を高めるためのデータ収集や情報開示のあり方、レポ・証券貸借取引の適切な担保管理のあり方、金融システムのレバレッジ抑制のために最低限の担保の掛け目(ヘアカット)の実施を求める規制等の検討。

④ デリバティブ市場の安全性の確保 ~店頭デリバティブ市場改革~

- 店頭デリバティブ市場とは、先物、オプション、スワップ等の金融派生商品(デリバティブ)を、取引所のような施設を通さず、当事者同士が直接、相対で取引する市場。
- 同市場の透明性や安定性を高めるため、G20ピッツバーグ・サミットにおいて、2012年末を期限 とした店頭デリバティブ市場改革に合意。
- 2010年の金融商品取引法改正において、業者の中央清算機関の利用や取引の報告義務など を規定。2012年の同法改正において、業者の電子取引システムの使用義務などを規定。

金融危機時の店頭デリバティブ市場の問題点 店頭デリバティブ市場改革の概要(2010年改正)



市場の誰かが破綻した場合、取引相手を通じてその影響が伝播する可能性(→ →)

中央清算機関が適切に機能していれば、市場の誰かが破綻しても、影響の波及は遮断可能

第3部金融庁の様々な取組み

11. 26年金商法等改正法

金融商品取引法等の一部を改正する法律の概要

家計の金融資産を成長マネーに振り向けるための施策をはじめとする 『日本の金融・資本市場の総合的な魅力の向上策』を整備



成長戦略を金融面 から加速・強化

市場の活性化

(新規・成長企業へのリスクマネー供給促進等)

投資型クラウドファンディング(注)の利用促進

- ◆ 少額(募集総額1億円未満、一人当たり投資額50万円 以下)の投資型クラウドファンディングを取り扱 う金商業者の参入要件を緩和
- ◆ インターネットを通じた投資勧誘において詐欺的 行為等が行われることを排除するための行為規制 を導入等

(注)新規・成長企業等と投資者をインターネット上で結び付け、多数の者から少額ずつ資金を集める仕組み。

新たな非上場株式の取引制度

◆ 非上場株式の取引・換金二一ズに応える新たな取引制度を設けるに当たり、限定された投資家間での流通に留めることから、現行のグリーンシート銘柄制度 (注)とは異なり、通常の非上場株式と同様の規制を適用

(注)現行の非上場株式の取引制度。上場株式に近い規制を適用。

金商業者の事業年度規制の見直し

◆「4月1日から3月31日まで」に限定されている 現行の事業年度について、金商業者ごとに異なる 設定をすることを許容

(注)この措置により、会計年度の異なる外国金融機関等の負担が 軽減されるため、我が国への参入の促進が期待される。

市場の活性化

(新規上場の促進や資金調達の円滑化等)

新規上場に伴う負担の軽減

- ◆ 新規上場後一定期間に限り、「内部統制 報告書」に対する公認会計士監査の免除を 選択可能
- (注) 特に企業規模が大きく、社会・経済的影響力の 大きな新規上場企業は対象外。

上場企業の資金調達の円滑化等

- ◆ 上場企業が自社株を取得・処分する場合には、 「大量保有報告書」の提出を不要(大量保有報 告制度の対象となる株式から自社株を除外)
- ◆ 虚偽の開示を行った上場企業が流通市場の投資家に負う損害賠償責任を見直し(「無過失責任」から「過失責任」への変更等)等
- (注)上場企業が免責されるためには、企業側が「無過失」を立証した場合に限る仕組みとすることにより、投資者保護にも配慮。

市場の信頼性確保

ファンド販売業者に対する規制の見直し

- ◆ 第二種金商業者が、ファンドに出資された金銭が目的外に流用されていることを知りながら、その募集の取扱いを行うこと等を禁止
- ◆ 第二種金商業者について、国内拠点の 設置等を義務付け 等

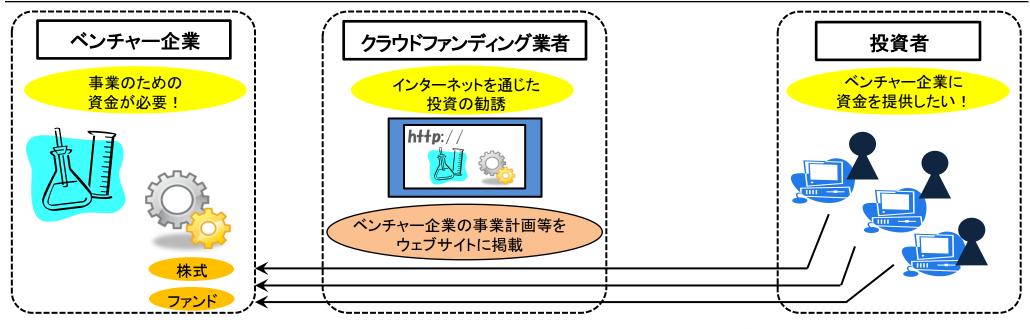
金融指標に係る規制の導入

◆ 特定の金融指標の算出者に対して規制を 導入 等

電子化された株券等の没収手続の整備

◆ 不公正取引等により取得した財産の没収手続について、没収の対象が電子化された株券その他の無体財産である場合の規定を整備

投資型クラウドファンディングの利用促進(第29条の4、第29条の4の2、第35条の3、第43条の5関係)



《現状》

- 有価証券を勧誘するためには、「金融商品取引業者」としての登録が必要。 (「株式」の勧誘:第一種金融商品取引業者 ~兼業規制あり、最低資本金5,000万円) (「ファンド」の勧誘:第二種金融商品取引業者 ~兼業規制なし、最低資本金1,000万円)
- 非上場株式の勧誘は、日本証券業協会の自主規制で原則禁止。

《改正後》

参入要件の緩和等

投資者保護のための ルールの整備

- 少額^(注1)のもののみを扱う業者について、兼業規制等を課さないこととするとともに、 登録に必要な最低資本金基準^(注2)を引下げ。(第29条の4の2、政令)
- ・ 非上場株式の勧誘を、少額^(注1)のクラウドファンディングに限って解禁。(自主規制規則)
- 詐欺的な行為に悪用されることが無いよう、クラウドファンディング業者に対して、「ネットを通じた適切な情報提供」や「ベンチャー企業の事業内容のチェック」を義務付け。 (第29条の4 登録の拒否、第35条の3 業務管理体制の整備、第43条の5)
- (注1) 発行総額1億円未満、一人当たり投資額50万円以下
- (注2) 第一種金融商品取引業者: (現行)5,000万円 ⇒ 1,000万円。第二種金融商品取引業者: (現行)1,000万円 ⇒ 500万円。

新たな非上場株式の取引制度(第67条の18関係)

非上場企業(地域に根差した企業や新興企業など)の株式 : 取引・換金二一ズが存在。

現行制度

(日本証券業協会の自主規制に基づく)

【一般の非上場株式の場合】

証券会社

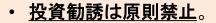


【グリーンシート銘柄の場合】

証券会社







- 一方で、非上場株式は、流通性が乏しいことも踏まえ、
 - インサイダー取引規制
- 開示義務
- の適用対象外。

- ・ 投資勧誘が可能。
- 一方で、グリーンシート銘柄は、 高い流通性に鑑み、
 - インサイダー取引規制
 - 開示義務(自主規制)
 - の適用対象。
 - ⇒ 非上場企業にとって大きな負担。

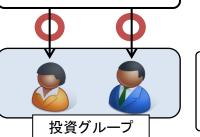


グリーンシート銘柄制度の利用は低

新制度

(日本証券業協会の自主規制に基づく)

証券会社



- ・証券会社は、 「投資グループ」を組成
- (注)投資グループのメンバー として想定される者
- ✓ 当該企業の役員・従業員
- ✓ 当該企業の株主・取引先
- ✓ 当該企業から財・サービス
 の提供を受けている者 等。
- ・「投資グループ」のメンバーに限って、投資勧誘が可能。
- 一方で、新制度の対象銘柄は、高い流通性を持たないため、一般の非上場株式に準じた規制内容に。
 - インサイダー取引規制は<u>適用対象外《改正後》。</u>
 - (第67条の18)
- 開示の負担も<u>軽減</u>(自主規制)
- ⇒非上場企業の負担を大幅に軽減。

非上場株式の取引・換金ニーズに 応えられるような制度となることを期待。

ファンド販売業者に対する規制の見直し(第40条の3の2、第29条の4関係)

ファンド販売業者における問題事案の発生を踏まえ、市場の信頼性を確保する観点から、下記のとおり、 ファンド販売業者について、行為規制の強化等を実施。

ファンド販売に関する規定の整備

○ ファンド販売業者は、「ファンド規約」において分別管理が確保されていないファンドへの投資の勧誘を行うことが禁止されている。

一方で、分別管理の「規約」自体は存在したものの、実際には分別管理をせず、資金を流用する事案が発生。

《改正後》

○ 左記に加え、ファンド販売業者が、ファンドに出資された 金銭が目的外に流用されていることを知りながら、その募集 の取扱いを行うこと等を禁止事項に追加。

(第40条の3の2 金銭の流用が行われている場合の募集等の禁止)



国内拠点設置等の義務付け

〇 海外取引が絡む不正な事案が発生した場合、国内拠点が ないと、被害の把握等に大きな支障。

《改正後》

〇 ファンド販売業者について、証券会社と同様に、「国内拠点」及び「国内における代表者」の設置を義務付け。 (第29条の4 登録の拒否)

※投資運用業者についても、同様の取扱いとする。

協会(自主規制団体)への加入促進

○ 協会へ加入していないファンド販売業者には、協会規則 (自主規制ルール)が適用されない。

《改正後》

- 〇 協会へ加入していないファンド販売業者について、協会規則に準ずる内容の社内規則の整備と当該社内規則を遵守するための体制整備を義務付け、協会への加入促進を図る。
- 〇 上記義務付けは、登録拒否要件に盛り込み、登録当初から 当該社内規則の適用を確保する。(第29条の4 登録の拒否)
- ※ 証券会社、投資運用業者についても、同様の取扱いとする。

金融指標に係る規制の導入(第2条第40項、第38条、第5章の7関係)

特定金融指標算出者に対する規制 (第5章の7 特定金融指標算出者)

規制の目的

金融取引の基礎として広範に利用されている特定の金融指標(※)について、その

(※「特定金融指標」(第2条 定義):公的機関が政策目的で算出する金融指標は対象外)

規制の概要

【規制の枠組み】(第156条の85 特定金融指標算出者の指定)

特定金融指標の算出者を「指定」(規制対象として、当面は「TIBOR」(東京銀行 間取引金利)(注)の算出者を想定)

(注) 東京の短期金融市場において銀行間で行われる資金取引の市場実勢を示す指標金利。融資やデ リバティブ取引等の基準金利として広く使われている。

【業務規程の作成・遵守】(第156条の87 業務規程)

指定を受けた算出者(※)に対し、IOSCOの「金融指標に関する原則」に沿った記載 事項を内容とする「業務規程」の作成・遵守等を義務付け(※「特定金融指標算出者」)

【検査・監督の枠組み】(第156条の89 報告の徴取及び検査、第156条の90 改善命令等)

報告徴取・立入検査等の検査・監督の枠組みを整備

指定



「行動規範」による規律付け

呈示者

呈示者

呈示者

金融广

特定金融指標算出者

- 信頼性を確保すること

IOSCO(証券監督者国際機構) 「金融指標に関する原則」

- 1. 算出者のガバナンス
 - 算出プロセスに対する第一義的責任
 - ・ 利益相反の特定・開示・管理・回避
- 2. 指標の品質

整合性

- ・指標の元データの使用順序、専門家の 判断に関する指針の作成・公表
- 3. 指標の算定手法の品質
 - 指標算出方針の公表
 - 呈示者の行動規範の策定・公表
- 4. 算出者の説明責任
 - ・独立した内部又は外部監査人の任命
 - 記録保持、当局に対する文書の提出等

呈示者に対する規律

- 1. 特定金融指標算出者と呈示者との間で 「行動規範」を締結させ、特定金融指標算出者 を通じて間接的に規律付け
 - ※「業務規程」の中に、「行動規範」に関する 事項を記載(第156条の87)
- 2. 金融商品取引業者等である呈示者に対し、 データの不正呈示を禁止(第38条 禁止行為)

参照 特定金融指標

金融商品

金融指標の算出

データの呈示

第3部 金融庁の様々な取組み Ⅲ. 26保険業法等改正法

保険業法等の一部を改正する法律の概要

保険会社を巡る経営環境の大きな変化

- ・保険商品の複雑化・販売形態の多様化
- 「乗合代理店」(複数保険会社の商品を販売する代理店)等の出現
- 海外展開をはじめとする積極的な業務展開の必要性



- 新たな環境に対応するための募集 規制の再構築
- ・ 金融業の発展を通じた経済活性化 への貢献

保険の信頼性確保

保険募集の基本的ルールの創設

虚偽の説明等、「不適切な行為の禁止」に限定されていた従来の 募集規制に加え、顧客ニーズの把握に始まり保険契約の締結に至る 募集プロセスの各段階におけるきめ細かな対応の実現に向け、「積 極的な顧客対応」を求める募集規制を導入。

- ◆ 「意向把握義務」の導入 保険募集の際に、顧客ニーズの把握及び当該ニーズに合った保 険プランの提案等を求める。
- ◆ 「情報提供義務」の導入 保険募集の際に、商品情報など、顧客が保険加入の適否を判断 するのに必要な情報の提供を求める。

保険募集人に対する規制の整備

独立系の保険代理店の増加等を踏まえ、「保険会社」が監督責任 を負う従来の募集人規制に加え、「保険募集人」に対し募集の実態 に応じた体制整備を義務付ける規制を導入。

◆ 保険募集人に対する体制整備義務の導入 複数保険会社の商品の取扱いの有無など、保険募集人の業務の 特性や規模に応じて、保険募集人に対して体制整備を求める。

保険市場の活性化

海外展開に係る規制緩和

◆ 海外の金融機関等を買収した際の子会社業務範囲規制の特例の拡大 海外の金融機関等(例:投資運用会社)を買収した場合に、当該金融機関等の子会 社のうち、法令上、保険会社グループには認められていない業務を行う会社について も一定期間(5年)の保有を認める。

保険仲立人に係る規制緩和

▶ 長期の保険契約の媒介に係る認可制の廃止 保険仲立人が「保険期間5年以上」の長期保険契約の媒介業務を行う場合に別途求められる当局の「認可」を不要とする。

実態に合った顧客対応を可能とするための規制緩和

◆ 共同保険における契約移転手続に係る特例の導入

外国保険会社支店の日本法人化等に際して行われる保険契約の移転に当たり、契約 者保護上の問題がないと認められる一定の場合(共同保険(注)におけるシェアの小 さな非幹事会社の持分移転を想定)において、移転対象契約者に対する個別の「通知」 を「公告」で代替できる特例を設ける。

- (注) 共同保険:複数の保険会社が共同して引き受ける保険
- ◆ 運用報告書の電磁的交付方法の多様化

運用報告書について、顧客専用ウェブページの閲覧など、新たな交付方法を認める。

(注) 現在、運用報告書の交付方法は、「電子メール等による送信」、「CD-ROM 等の 媒体による交付」、「顧客にウェブページからダウンロードさせる方法」に限ら れている。

等

保険募集の基本的ルールの創設(第294条、第294条の2関係)

「禁止行為」に限定されていた従来の募集規制に加え、「積極的な顧客対応」を求める募集規制を導入

《現状》

- 〇 保険募集における禁止行為を列挙
 - ➤ 虚偽説明
 - ➤ 重要事項の不告知 等



以下の「募集規制」を追加

《改正後》

O <u>意向把握義務の導入</u> (第294条の2)

保険募集(注)の際に、以下のような対応を求める。

- ➤ 顧客ニーズの把握
- ➤ 当該ニーズに合った保険プランの具体化
- ➤ 顧客ニーズと提案プランの最終的な確認
- 〇 情報提供義務の導入 (第294条)

保険募集(注)の際に、顧客が保険加入の適否を判断するのに必要な情報の提供を求める。

- ➤ 保険金の支払条件(どのような場合に保険金が支払われるか)
- ➤ 保険期間、保険金額等
- ➤ その他顧客に参考となるべき情報 (ロードサービス等の付帯サービス等)

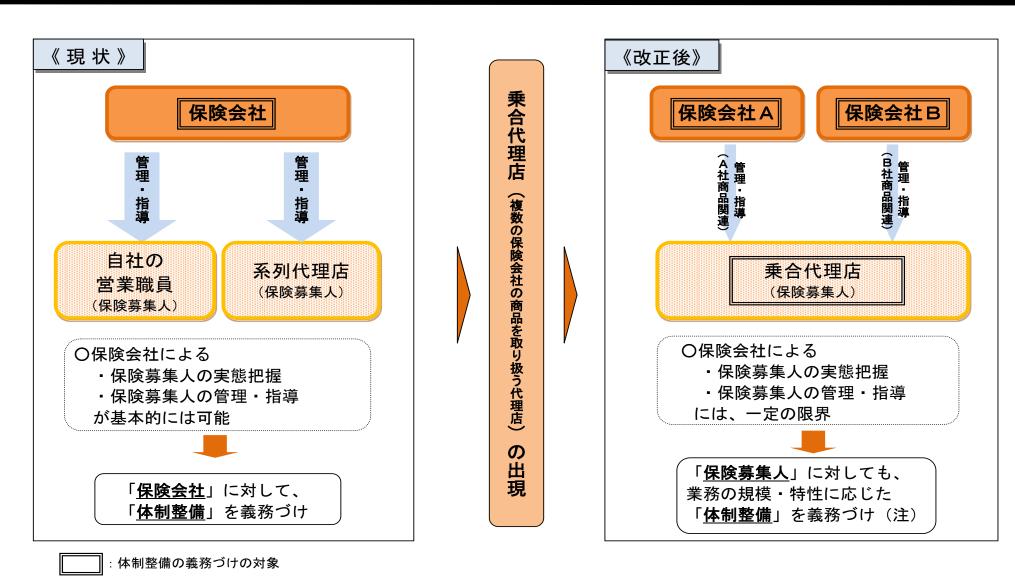
【複数保険会社の商品の比較推奨販売を行う場合には・・・】

- ➤ 取扱商品のうち比較可能な商品の一覧
- ➤ 特定の商品の提示・推奨を行う理由

等

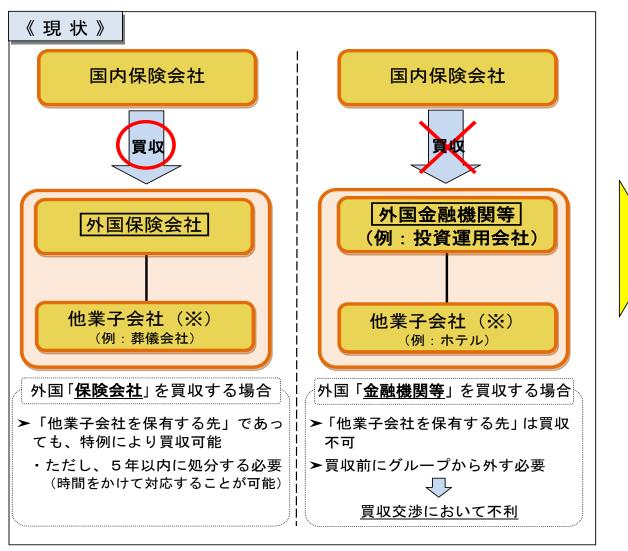
(注) 保険募集と同等の行為(クレジットカード会社等が扱う団体保険への顧客の勧誘)を含む。

保険募集人に対する規制の整備(第294条の3関係)



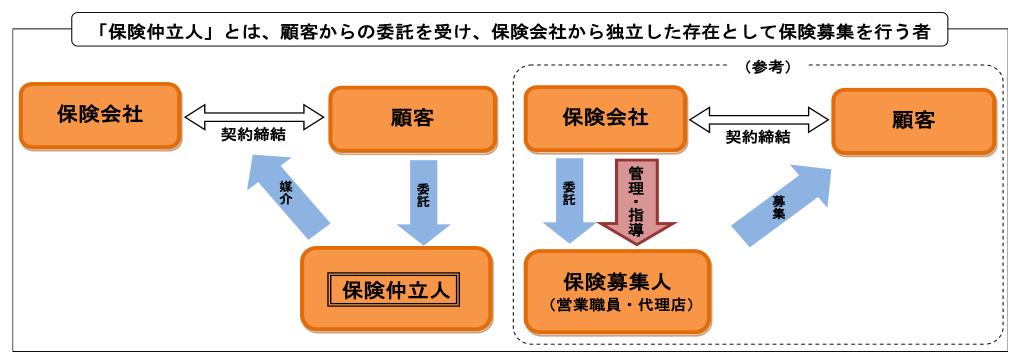
⁽注) 従来型の保険募集人についても、保険会社による管理・指導を受けることを前提とした体制整備を求める。

保険会社の海外展開に係る規制緩和(第106条関係)





(※) 保険会社の子会社に認められていない業務を営む会社



- 《現 状》〇 保険会社による管理・指導が期待できないため、「保険募集人」にはない規制が存在
 - ▶ 5年以上の保険契約の媒介を行う場合は、「登録」に加え、「認可」が必要
 - ▶ 保証金(最低4千万円)の供託義務
 - 顧客への誠実義務、手数料開示義務

参入障壁や行為規制のため、「保険仲立人」の活用は低調な状況



- 《改正後》〇 顧客保護に配慮しつつ、「保険仲立人」の新規参入や既存業者の活性化を促進できるよう、 参入障壁を緩和
 - ▶ 5年以上の保険契約の媒介を行う場合の「認可」を廃止
 - ▶ 保証金の最低金額を引下げ「4千万円→2千万円:政令事項]
 - (注) 誠実義務、手数料開示義務は維持

第3部 金融庁の様々な取組み IV. 官民ラウンドテーブルにおける議論

官民ラウンドテーブルの検討体制

2012年9月25日 第1回官民ラウンド テーブル



✓ 3つの検討テーマについて、作業部会を設置

高齢化社会と金融 サービス

- ・少子高齢化の進展に対応する金融 商品の在り方
- ・高齢者ニーズに応える金融商品・ サービスの在り方

国際展開

- ・我が国企業・金融機関の国際展開 を促進するため、海外金融規制に 関する見直しの働きかけ
- ・金融技術協力を通じたアジア諸国 等の金融・資本市場整備支援

中小企業金融の向上

・金融機関によるリスクマネー供給 力の強化等を通じた創業・新規事 業支援の促進 2013年5月13日 第2回官民ラウンド テーブル



- ✓ 先の3つの作業部会の検討結果を報告
- ✓ 2つの検討テーマについて作業部会を 設置

資金決済サービスの向上

【国内資金決済サービス】

・国内資金決済インフラの発展を踏まえた、 企業向け決済・送金サービスの向上

【国際資金決済サービス】

・我が国企業の国際展開を資金決済の面から支援するために求められる、金融機関によるサービスの向上や公的関与の在り方

地域における新産業等の育成と金 融の役割

・地域の経済成長に資する新たな産業や優れた技術力等を有する企業の育成に関する事例の収集等を通じ、金融面における課題を抽出・整理

2014年3月27日 第3回官民ラウンド テーブル

- ✓ 先の2つの作業部会の検討結果を報告
- ✓ 2つの検討テーマについて作業部会 を設置

民間資金を活用した公共施設・社会 資本整備等を促進するための金融 面からの取組み

・PPP/PFIなどの公共施設・社会資本関連プロジェクト向けの投融資を促進するための取組み

アジアの金融制度等の整備支援の ための官民協働の体制強化

・アジアにおける金融制度等に関し、金融機関等と協働して取り 組んでいく支援内容

(注)官民ラウンドテーブルは、金融審議会「我が国金融業の中長期的な在り方に関するワーキング・グループ」報告書(平成24年5月28日公表)を踏まえ、我が国金融業の向上・活性化に向けて、官民が持続的な対話を行う場として平成24年9月に設置された。

第3回官民ラウンドテーブル(2014年3月27日)の概要

第2回官民ラウンドテーブルにおいて設置された作業部会の検討結果の報告

「地域における新産業等の育成と金融の役割」作業部会報告

- ▶ 社会全体として創業に対する認識・風潮を改め、創業という選択肢への理解を広げ、創業を志す者を増 やすため、関係機関が連携し、例えば、表彰制度創設や学生等に対する教育・周知活動の実施すること
- ▶ 企業の育成のために金融機関に期待される取組みとして、経営者の漠然とした問題意識を整理、具体化し、課題の優先順位を付け、経営者とともに優先順位の高い課題から解決に取り組み、取組状況等のフォローを企業に寄り添って実施すること
- ▶ 創業や企業育成の支援内容の周知のために金融機関に期待される取組みとして、経営支援に関するコンサルティング能力を「見える化」し、顧客に店舗に相談に来てもらい、必要に応じて、適切な外部専門家に繋ぐなどの役割を果たしていくこと

「資金決済サービスの向上」作業部会報告

- ▶ 電子記録債権制度について、本格的な普及のための目標(※)を設けた上で、その達成に向けて積極的に取り組むこと
 - ※「でんさいネット」の月間発生記録件数
 足許は月約2~3万件 → 早期に10万件(26年度末までに点検)
- ▶「グローバル・キャッシュ・マネジメント」サービスについて、各銀行は、顧客企業の海外事業展開等に伴う ニーズにより適切に応えていけるよう、従来からの強みを活かしつつ、一層の向上に努めること

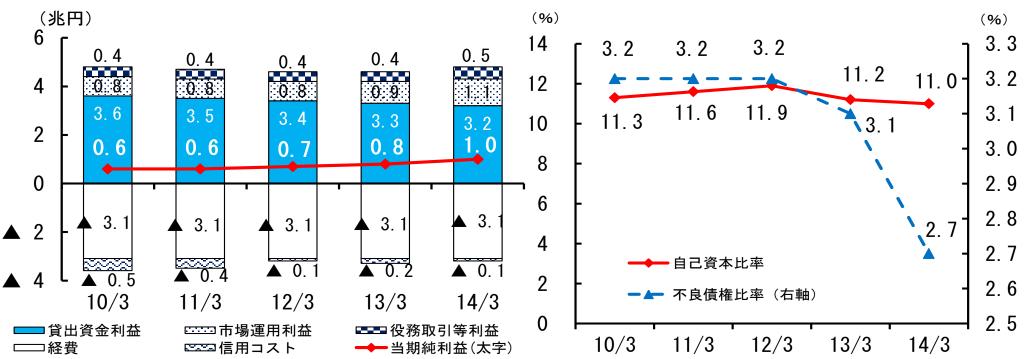
第3部 金融庁の様々な取組み V. 金融モニタリングレポートについて

金融モニタリングレポート(平成25事務年度)の概要①

地域銀行の経営概況



【地域銀行の不良債権比率・自己資本比率の推移】



(注)

市場運用利益=有価証券資金利益+債券等関係損益+株式等関係損益 信用コスト=一般貸倒引当金+個別貸倒引当金+貸出金償却一貸倒引当金戻入益 一償却債権取立益

貸出資金利益=貸出金平均残高×(貸出金利回り-預金利回り)

有価証券資金利益=有価証券平均残高×(有価証券利回り一預金利回り) (出典)金融庁

(注) 13/3, 14/3の自己資本比率は国内基準行の比率 (出典) 金融庁

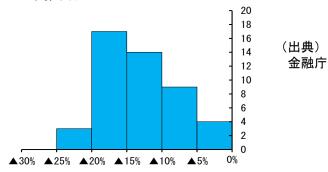
金融モニタリングレポート(平成25事務年度)の概要②

ビジネスモデルの中長期的持続性①

生産年齢人口の減少に伴い、各地域において貸出市場の規模の減少が予測される。一方、多くの地域銀行は、中期経営計画で貸出残高の増加を目標として掲げている。

【地域の貸出市場】

都道府県別の中小企業向け貸出残高の減少率 (2012-2025年推計)

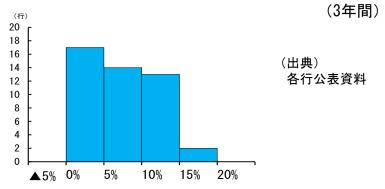


【地方銀行及び第二地方銀行の貸出の増減額 (対前 年比)の内訳】

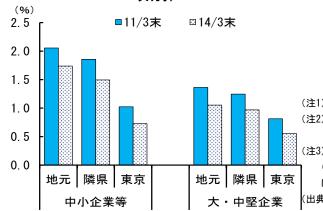


【地域銀行の貸出行動】

中期経営計画における貸出金目標残高の設定状況



【地域銀行の金利適用状況】(地 域別)



- (注1) 各期末時点の平均約定金利の平均。
- (注2) 地元の範囲は、各銀行の内部 管理上の区分に拠る。
- (注3) ヒアリング先22行 (東京都を本店所在地とする銀行 は含まない)のサンプル調査による。 (出典)金融庁

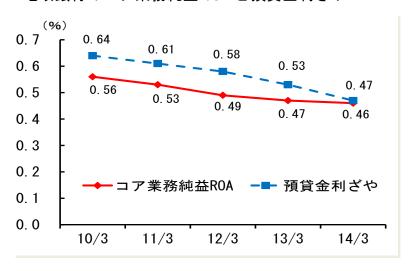
金融モニタリングレポート(平成25事務年度)の概要③

ビジネスモデルの中長期的持続性②

地域銀行の貸出に関する収益性は、全体として見れば低下。これまでは経費削減で対応してきたが、更なる経費削減は、営業力や目利き力の低下等を招く懸念。

【貸出業務の収益性】

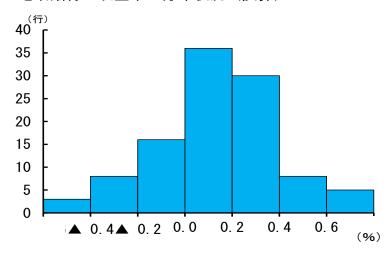
地域銀行のコア業務純益ROAと預貸金利ざや



(注) コア業務純益ROA= (業務純益+一般貸倒引当金繰入額±債券 関係損益) / (総資産−支払承諾見返)

(出典)金融庁

地域銀行の収益率の分布状況(試算)



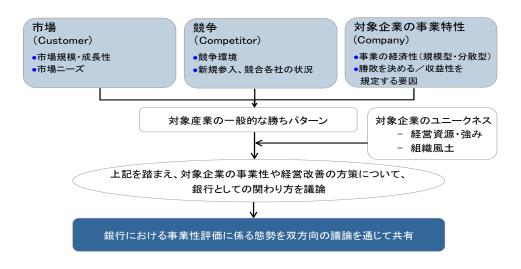
(注) この試算は、信用コスト率等に関し一定の仮定を置いて おり、幅をもってみる必要がある。

(出典) 金融庁

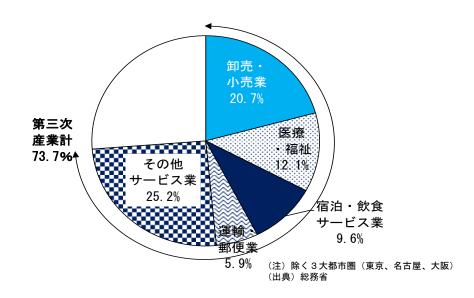
金融モニタリングレポート(平成25事務年度)の概要④

地域経済の安定と地域銀行の役割①

【借手企業の事業性に対する評価】検証の概念図



【地域経済の担い手】産業別の従業員数



(事例①)

(地域等によっては)スーパーなどの小売業は、事業規模の拡大が収益率の向上に必ずしもつながらない。 営業効率を踏まえない売上の追求や営業エリアの拡大よりも、各店舗の採算管理が重要。 ⇒ 営業エリア拡大のための融資よりも、エリア 戦略の転換や販売商品の絞込みといった事業再 構築の提案とそれに伴う資金ニーズへの対応。

(事例②)

(地域等によっては)繊維関係の製造業者では、小売業者側が価格支配力を有しているため、自ら販売も手がける戦略に転換。

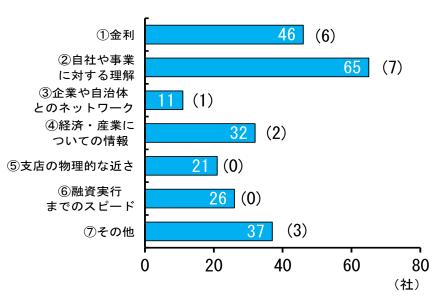
⇒ 販売店舗毎の採算管理や売れ筋商品について の情報管理に必要なIT関連投資等のための融資 提案。

金融モニタリングレポート(平成25事務年度)の概要⑤

地域経済の安定と地域銀行の役割②

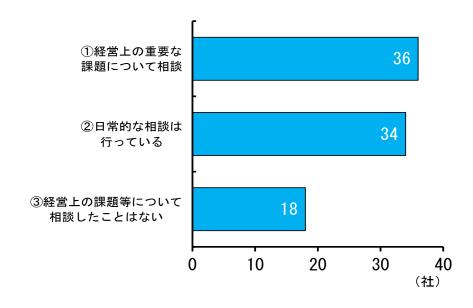
【企業側のニーズ】

金融機関と取引する際に重視する点〈複数回答〉



(注) ()書きは単独回答の企業数 (出典)金融庁

金融機関との経営課題の相談状況〈複数回答〉



(注) ①、②及び①と②の両方と回答した企業は67社 (出典) 金融庁